



埼玉県報

第400号
令和5年(2023年)
3月31日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)

条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)

規則

- 埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則(行政・デジタル改革課)
- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則(行政・デジタル改革課)
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則(行政・デジタル改革課)
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則(行政・デジタル改革課)
- 知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則(文書課)
- 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則(消費生活課)
- 埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)
- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則(温暖化対策課)
- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(大気環境課)
- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(産業廃棄物指導課)
- 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則(みどり自然課)
- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則(みどり自然課)
- 埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(みどり自然課)
- 埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(みどり自然課)
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(社会福祉課)
- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(少子政策課)
- 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正

する規則（保健医療政策課）

- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則（畜産安全課）
- 埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則（都市計画課）
- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則（住宅課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則（警察・総務課）

訓令

- 副知事の担当事務に関する訓令（行政・デジタル改革課）
- 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）
- 埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程（審査調整課）
- 埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令（収用委員会事務局）
- 埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令（監査第一課）

管理規程

- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 埼玉県個人情報保護条例第59条第1項の規定により知事が定める出資法人を定める告示を廃止する告示（文書課）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約のうち、一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示（災害対策課）
- 和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会（環境政策課）
- 所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会（環境政策課）
- 川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会（環境政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 見沼代用水土地改良区の役員就任届(さいたま農林振興センター)
- 馬宮土地改良区の役員就任届(さいたま農林振興センター)
- 県営土地改良事業鎌北湖地区(農業水路等長寿命化・防災減災事業)の工事完了(東松山農林振興センター)
- 神扇落悪水路土地改良区の合併認可(農村整備課)
- 神扇落悪水路土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 県営土地改良事業さいたま中央地区(区画整理事業)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 志木都市計画特定用途誘導地区の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 川口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(公園スタジアム課)
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更(建築安全課)
- 所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 入間都市計画下水道事業入間公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 川越都市計画下水道事業川島公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道(花園処理分区)の変更認可(下水道事業課)
- 深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道(川本処理分区)の変更認可(下水道事業課)

- 深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（岡部処理区）の変更認可（下水道事業課）
- 坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 県道朝霞蕨線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道朝霞蕨の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越所沢線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 一般国道463号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道463号の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道所沢狭山線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道ときがわ坂戸線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 県道深谷寄居線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道加須幸手線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道下早見菖蒲線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 県道次木杉戸線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 県道堤根杉戸線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 県道東武動物公園停車場線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道東武動物公園停車場線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（公営企業・財務課）
- 令和5年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（公営企業・財務課）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（公営企業・財務課）
- 技能教育のための施設の指定（高校教育指導課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の選挙期日等（選挙管理委員会）

令和5年(2023年)3月31日

- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(選挙管理委員会)
- 令和5年3月30日現在における選挙人名簿登録者の50分の1及び3分の1の数等(選挙管理委員会)
- 埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程(収用委員会事務局)
- 令和3年埼玉県・埼玉県公営企業・埼玉県流域下水道事業告示第1号(公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示)の一部を改正する告示(文書課)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（地域政策課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

令和五年四月一日

ただし、二の一部については公布の日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十七項第二号市町村の欄中「各市町村」の下に「（さいたま市を除く。）」を加える。

別表第三十二項事務の欄5中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

別表第三十七項第一号事務の欄及び同項第四号事務の欄中「、第六十三条第三項第五号イ及び第六号並びに第六十八条の六十九第三項第五号イ及び第六号」を「並びに第六十三条第三項第五号イ及び第六号」に改め、同項第五号事務の欄中「、第六十三条第三項第七号イ及び第六十八条の六十九第三項第七号イ」を「及び第六十三条第三項第七号イ」に改める。

別表第六十項第一号市町村の欄中「各市町村」の下に「（さいたま市を除く。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、同項第二号市町村の欄中「さいたま市、」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	さいたま市
1 法第十六条の二第二項及び第三十五条の五の規定による命令	
2 法第八十二条第一項の規定による報告の徴収（1の事務に係るものに限る。）	
3 法第八十三条第三項及び第四項の規定による立入検査及び収去（1の事務に係るものに限る。）	
4 施行規則第百三十四条の規定による収去証の交付（3の事務に係るものに限る。）	

別表第八十七項事務の欄2中「第十四条の二第八項」を「第十四条の二第七項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第三十二項及び第三

十七項の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「高柳三郎」を「山本悟司」に、「山本悟司」を「堀光敦史」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表産業労働部の項中「先端産業課」を「産業創造課」に改め、同表農林

部の項中

「森
づ
く
り
課

」を

「森
づ
全
国
植

く
り
課
樹
祭
推
進
課

」に改める。

第六条の二土地水政策課の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関するもの。

九 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関するもの。

第七条文書課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「埼玉県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第七条の二人権・男女共同参画課の項中第十二号を第十四号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の施行に関するもの。

第七条の二人権・男女共同参画課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例の施行に関するもの。

第七条の四温暖化対策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第

六号とし、同条エネルギー環境課の項第一号及び第二号を次のように改める。

一 埼玉版スーパー・シティプロジェクトに係る施策の総合的企画及び調整に関すること。

二 住宅における省エネルギー設備及び再生可能エネルギー活用設備の普及に係る施策の推進に関すること。

第七条の四エネルギー環境課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条大気環境課の項第十三号中「エネルギー環境課」を「他の機関」に改め、同条みどり自然課の項中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に関すること。

第八条少子政策課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 こども基本法の施行（子育て支援、少子化対策（いずれも他の機関において所掌するものを除く。）並びに計画の策定及び進行管理に関することに限る。）に関すること。

第九条健康長寿課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 こども基本法の施行（母子保健（他の機関において所掌するものを除く。）に関するものに限る。）に関すること。

第九条疾病対策課の項に次の一号を加える。

十六 埼玉県ひきこもり支援に関する条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条産業支援課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

第十条産業支援課の項中第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの推進（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条産業支援課の項第十六号を次のように改める。

十六 新型コロナウイルス感染症に係る企業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条産業支援課の項第十七号中「及び産業技術総合センター」を削り、同条先端産業課の項を次のように改める。

産業創造課

- 一 工業技術の振興に関すること。
- 二 技術革新の促進及び成長産業の育成に係る総合的企画及び調整に関すること。

三 産学連携に係る企画及び調整（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

四 科学技術に係る総合的企画及び調整並びに試験研究機関における研究活動の総合的推進に関すること。

五 知的財産の創造、保護及び活用に係る施策の推進に関すること。

六 産業技術総合センターとの連絡調整に関すること。

第十条企業立地課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地域経済・観光局長の庶務に関すること。

第十条観光課の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「伝統的工芸品産業の振興」を「伝統的工芸品を活用した観光振興」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 観光地域づくり法人の支援に関すること。

第十条雇用労働課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 雇用労働局長の庶務に関すること。

第十一条農産物安全課の項第十一号中「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に改め、同条生産振興課の項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に関すること。

第十一条森づくり課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、同項の次に次の一項を加える。

全国植樹祭推進課

第七十五回全国植樹祭の開催に関すること。

第十二条県土整備政策課の項中第十四号を第十七号とし、第四号から第十三号ま

でを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

- 四 建設分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に係る総合的企画及び調整（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 五 建設工事に係る技術基準等（デジタルトランスフォーメーションに関することに限る。）の策定及び普及に関すること。
- 六 工事執行管理システム及び電子納品保管管理システムの整備及び運営に関すること。

第十二条建設管理課の項第二号中「技術基準等」の下に「（デジタルトランスフォーメーションに関することを除く。）」を加え、同項第四号中「公共事業情報システム（業者情報管理システムを除く。）」を「土木積算システム」に改める。

第十九条の三第一項中第二十五号を第二十六号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

- 二十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく事務に関すること。

第八十七条の表埼玉県個人情報保護審査会の項中「埼玉県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、「応じ」の下に「、及び埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の定めるところにより、議長の諮問に応じ」を加える。

第八十八条第一項の表福祉部保健医療部の項を次のように改める。

福祉部及び保健医療部	地域包括ケア局長	上司の命を受け、地域包括ケアシステムの構築の推進並びに高齢者の福祉に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	少子化対策局長	上司の命を受け、少子化対策に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第八十八条第一項の表福祉部の項を削り、同表保健医療部農林部の項を次のように改める。

保健医療部及び農林部	食品衛生安全局長	上司の命を受け、農畜産物生産及び食品の安全性、適正流通の確保並びに食品衛生及び生活衛生等並びに特に指定された事項に関する
------------	----------	--

	<p>事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>

第百八十八条第一項の表保健医療部の項中「総合調整に関する事務」を「総合調整の事務」に改め、同表産業労働部の項を次のように改める。

産業労働部	産業政策局長	<p>上司の命を受け、産業に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>
	地域経済・観光局長	<p>上司の命を受け、地域経済及び観光の振興に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>
	雇用労働局長	<p>上司の命を受け、雇用対策の推進並びに労使関係の安定、就業環境の整備促進及び産業人材の育成に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>

第百八十八条第三項の表産業労働部の項を次のように改める。

産業労働部	産業拠点整備推進幹	<p>上司の命を受け、特定の地域における産業拠点の整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>
-------	-----------	---

第百八十八条第三項の表森づくり課の項を削り、同条第四項第十号を次のように

改める。

十 産業拠点整備推進幹

第百八十八条第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第百九十二条第三項の表埼玉県総合リハビリテーションセンターの項中

医療局	医療
-----	----

経営管理幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、センター長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
医療安全管理幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、医療局長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

を

医療局	医療安全管理幹
-----	---------

上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、医療局長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
--

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、産業労働部先端産業課に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、産業労働部産業創造課に勤務を命ぜられたものとする。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十七号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「食品衛生安全局長」の下に「、産業政策局長、地域経済・観光局長」を加える。

第八条中「次世代産業幹、経済対策幹」を「産業拠点整備推進幹」に改める。

第九条第一項中「、全国植樹祭推進幹」を削る。

第十二条第三項第一号中「食品衛生安全局長」の下に「、産業政策局長、地域経済・観光局長」を加える。

別表第一総務部文書課長の項第一号及び第二号を次のように改める。

<p>一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この号において「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六十八条第一項の規定により、保有個人情報の漏えい等が生じた旨を個人情報保護委員会に報告すること。</p> <p>2 法第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、公表すること。</p> <p>3 法第一百一十一条の規定により、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集すること。</p> <p>4 法第六十五条第一項の規定による個人情報保護委員会の求めに応じて法の施行の状況について報告すること。</p> <p>5 個人情報の保護に関する法律施行条例第五条第一項又は第三項の規定による個人情報ファイルの保有等に関する通知を受理すること。</p>
<p>二 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）</p>	<p>埼玉県情報公開条例第三十五条の規定により、公文書を検索するための資料を一般の利用に供すること。</p>

の施行に関する事務

別表第一都市整備部建築安全課長の項に次の一号を加える。

三 建築計画概要書等の写しの交付に関する事務

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）第二十条第一項の規定により、建築計画概要書等（同規則第十九条第二号に掲げる書類に限る。）の写しを交付すること。

別表第二第十四号知事決裁事項の欄5中「選任」の下に「（再任に係るものを除く。）」を加え、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中15を16とし、8から14までを9から15までとし、7の次に次のように加える。

8 法第三十六条の規定に基づき、会計監査人を選任（再任に係るものに限る。）すること。

別表第二第二十二号事務の種類の欄中「（平成十五年法律第五十七号）」を削り、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中「第六十五条」を「第七十条」に、「第二百七条」を「第三百十条」に、「第四百七条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

別表第三副知事専決事項の欄中16を19とし、15を18とし、同欄14中「13」を「16」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄中13を16とし、同欄12中「11」を「14」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄中11を14とし、10を13とし、同欄9中「8」を「11」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄中8を11とし、同欄7中「6」を「9」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄中6を9とし、5の次に次のように加える。

6 法第二十六条の三第一項の規定に基づき、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

7 職員の高齢者部分休業に関する条例第六条の規定に基づき、6の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

8 埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第四総務部の表人事課の項第一号事務の種類欄中「定年制条例」という。）の下に「、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。以下この項において「改正定年制条例」という。）」を加え、

同項知事決裁事項の欄中5及び6を削り、7を5とし、8から10までを6から8までとし、同欄11中「職員」の下に「(課所長以上の職員に限る。次の10から32までにおいて同じ。)」を加え、同欄11を同欄9とし、同欄12中「引き続き」を「引き続き」に改め、同欄12を同欄10とし、その次に次のように加える。

11 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、異動期間を延長した職員であつて定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄中13を12とし、同欄14中「第四条第三項」の下に「(改正定年制条例附則第二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄14を同欄13とし、同欄15中「第四条第四項」の下に「(改正定年制条例附則第二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「繰り上げて退職させ」を「繰り上げ」に改め、同欄15を同欄14とし、その次に次のように加える。

15 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄中23を32とし、16から22までを25から31までとし、15の次に次のように加える。

16 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

17 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。

18 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

19 定年制条例第十条の規定に基づき、異動期間を延長する場合又は他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

20 定年制条例第十一条の規定に基づき、延長した異動期間の延長の事由が消滅した職員について、他の職への降任等を行うこと。

21 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退

職者を職員として採用すること。

22 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

23 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員として任期を定めて採用すること。

24 改正定年制条例附則第三条第三項（改正定年制条例附則第四条第三項、第五条第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任期を定めて採用した職員の任期を更新すること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄8及び9を次のように改める。

8 地公法第二十八条の二第一項の規定に基づき、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をすること。

9 職員の分限に関する条例附則第二項の規定により地公法第二十七条第二項に規定する降給とみなされる措置を講ずること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄12中「、主幹、主査及び一般職員」の下に「（主査以上の職員、職務の級が医療職給料表（一）の一級の職員、医療職給料表（三）の五級（知事の指定する職員を除く。）、四級、三級及び二級の職員並びに技能職員を除く。12及び14において同じ。）」を加え、同欄14中「職員」の下に「（副課長、主幹、主査及び一般職員に限る。次の15から29まで及び33から40までにおいて同じ。）」を加え、同欄15中「引き続き」を「引き続き」に改め、同欄29を40とし、19から28までを30から39までとし、同欄18中「第四条第四項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「引き続き」を「引き続き」に、「繰り上げて退職させ」を「繰り上げて」に改め、同欄18を同欄19とし、その次に次のように加える。

20 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

21 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会承認を得ること。

- 22 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。
- 23 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 24 定年制条例第十条の規定に基づき、異動期間を延長する場合又は他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。
- 25 定年制条例第十一条の規定に基づき、延長した異動期間の延長の事由が消滅した職員について、他の職への降任等をする事。
- 26 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を職員として採用すること。
- 27 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 28 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員として任期を定めて採用すること。
- 29 改正定年制条例附則第三条第三項（改正定年制条例附則第四条第三項、第五条第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任期を定めて採用した職員の任期を更新すること。
別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄17中「第四条第三項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄17を同欄18とし、同欄中16を17とし、15の次に次のように加える。
- 16 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、異動期間を延長した職員であつて定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。
別表第四総務部の表人事課の項第二号事務の種類の種類の中「職員の修学部分休業に関する条例」の下に「、職員の高齢者部分休業に関する条例」を加え、「及び」を「、」に改め、「規程」という。）」の下に「及び埼玉県職員服務規程」を加え、同号部長専決事項の欄中20を23とし、16から19までを19から22までとし、同欄15中「14」を「17」に改め、同欄15を同欄18とし、同欄中14を17とし、同欄13中「12」

を「15」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄中12を15とし、同欄11中「9」を「12」に改め、同欄11を同欄14とし、同欄中10を13とし、7から9までを10から12までとし、同欄6中「5」を「8」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄中5を8とし、同欄4中「3」を「6」に改め、同欄4を同欄7とし、同欄中3を6とし、2の次に次のように加える。

3 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

4 職員の高齢者部分休業に関する条例第六条の規定に基づき、3の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

5 埼玉県職員服務規程第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第四総務部の表文書課の項第二号事務の種類欄中「埼玉県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、同号部長専決事項の欄中「埼玉県個人情報保護条例第六十四条」を「個人情報の保護に関する法律施行条例第十九条」に、「(同条例第五章(第五十九条を除く。))に係る事項については、県の執行機関」における同条例」を「における個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表第四県民生活部の表人権・男女共同参画課の項第二号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項(これらの規定を法第四百一条において準用する場合を含む。)」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

- 16 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。
- 17 法第三百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。
- 18 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。
- 19 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。
- 20 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を
取り消すこと。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第四百十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄17を22とし、16の次に次のように加える。

- 17 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。
- 18 法第三百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。
- 19 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。
- 20 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。
- 21 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を
取り消すこと。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第四百十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「（法第四百十四条において準用する

場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

17 法第百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

18 法第百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。

19 法第百四十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。

20 法第百四十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

21 法第百四十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第一号部長専決事項の欄9中「9及び10」を「10及び11」に改め、同項第二号部長専決事項の欄3中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第百四十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄6中「第五十六条第四項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第五項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄8中「第五十六条第六項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄9中「第五十六条第七項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄11中「第五十七条の二第一項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

15 法第百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

16 法第百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。

17 法第百四十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。

18 法第百四十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

19 法第百四十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第二号部長専決事項の欄中17を18とし、7から16までを8から17までとし、6の次に次のように加える。

7 法第十八条の二十の二第一項の規定に基づき、特定登録取消者について、保育士の登録を行うこと。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第四百四十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

15 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

16 法第三百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。

17 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。

18 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

19 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表子ども安全課の項第二号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第四百四十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、

同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「(法第四十四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

16 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

17 法第三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。

18 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。

19 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

20 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号知事決裁事項の欄1中「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」を「予防計画」に改め、同欄中4を削り、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第十条第四項の規定に基づき、予防計画を変更すること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号知事決裁事項の欄5中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄に次のように加える。

6 法第四十四条の五第二項(法第四十四条の人において準用する場合を含む。)

又は第五十一条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、総合調整を行うよう要請すること。

7 法第六十三条の三第一項の規定に基づき、関係機関等に対し、入院の勧告又は入院の措置その他必要な措置に関する総合調整を行うこと。

8 法第六十三条の四の規定に基づき、保健所設置市等の長に対し、入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄中2を5とし、1を4とし、同欄に1から3までとして次のように加える。

1 法第十条第五項の規定に基づき、予防計画を定め、又はこれを変更することについて、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くこと。

2 法第十条の二第一項の規定に基づき、都道府県連携協議会を組織すること。

3 法第十六条第二項(法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

6 法第四十四条の三第六項(法第四十四条の九第一項及び第五十条の二第四項

において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村長に対し、協力を求めること。

7 法第六十三条の三第四項の規定に基づき、関係機関等に対し、必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めること。

別表第四保健医療部の表医療人材課の項に次の一号を加える。

十六 医療法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務		1 法第百十三条第一項の規定に基づき、特定地域医療提供機関を指定すること。 2 法第百十八条第一項の規定に基づき、連携型特定地域医療提供機関を指定すること。 3 法第百十九条第一項の規定に基づき、技能向上集中研修機関を指定すること。 4 法第百二十条第一項の規定に基づき、特定高度技能研修機関を指定すること。
-----------------------------------	--	---

別表第四保健医療部の表食品安全課の項第四号部長専決事項の欄中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

別表第四産業労働部の表多様な働き方推進課の項第二号部長専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第九十四条の十九第一項又は第二項の規定に基づき、特定労働者協同組合の認定を取り消すこと。

別表第四農林部の表農業政策課の項第十一号部長専決事項の欄中「第十七条の三十六第四項」を「第十七条の五十六第四項」に改め、同表農業ビジネス支援課の項第二号部長専決事項の欄10中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同表農産物安全課の項中第九号を次のように改める。

九 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進	1 法第十六条第一項の規定に基づき、市町村と共同して、基本計画を作成し、農林水産大臣に協議し、同意を求めること。 2 法第十六条第三項（法第十七条
---------------------------------------	--

<p>進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第十六条第二項第三号に掲げる事項を基本計画に定めようとする場合において、その旨を公告し、公衆の縦覧に供すること。</p> <p>3 法第十六条第九項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画を公表すること。</p> <p>4 法第十七条第一項の規定に基づき、基本計画の変更について農林水産大臣に協議し、その同意を求めること。</p>
--	--	--

別表第四農林部の表生産振興課の項に次の三号を加える。

<p>十五 お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）の施行に関する事務</p> <p>十六 花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第二百二号）の施行に関する事務</p> <p>十七 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号。以下こ</p>		<p>お茶の振興に関する法律第三条の規定に基づき、振興計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>花きの振興に関する法律第四条の規定に基づき、振興計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>1 法第七条第二項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>2 法第七条第三項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業</p>
--	--	--

の項において「法」という。）の施行に関する事務

者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第四県土整備部の表道路街路課の項第一号部長専決事項の欄7中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同項第四号部長専決事項の欄1中「（同条第十三項において準用する場合を含む。）」及び「し、又は変更」を削り、同欄2中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 法第五条第一項の規定に基づき、地方踏切道改良計画を変更し、国土交通大臣に提出すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項に次の一号を加える。

十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第三条第四項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定又はその変更若しくは解除をすること。 2 法第三条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定又はその変更若しくは解除について、国土交通大臣に意見を述べること。 3 法第五十三条第一項又は第六項の規定に基づき、貯留機能保全区域の指定又はその解除をすること。 4 法第五十六条第一項、
--	--

第十項又は第十一项の規定に基づき、浸水被害防止区域の指定又はその変更若しくは解除をすること。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第六号を削り、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中100を102とし、97から99までを99から101までとし、同欄96中「第八七条の三第六項」を「第八七条の三第七項」に改め、同欄96を同欄98とし、同欄95を96とし、その次に次のように加える。

97 法第八七条の三第五項の規定に基づき、災害救助用建築物等を引き続き使用する許可の期間を延長すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中94を95とし、91から93までを92から94までとし、同欄90中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同欄90を同欄91とし、同欄89の次に次のように加える。

90 法第八十五条第五項の規定に基づき、応急仮設建築物の存続の許可の期間を延長すること。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第四都市整備部の表都市計画課の項の改正規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の別表第四保健医療部の表医療人材課の項第十六号の規定の適用については、同号中「法第一百三十一条」とあるのは「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第五条第二項」と、「法第一百八条第一項」とあるのは「改正法附則第六条において準用する改正法附則第五条第二項」と、「法第十九条第一項」とあるのは「改正法附則第七条において準用する改正法附則第五条第二項」と、「法第二十一条第一項」とあるのは「改正法附則第八条において準用する改正法附則第五条第二項」とする。

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、医療経営管理幹」を削る。

別表第一専決事項の欄中第十四号から第五十九号までを次のように改める。

十四 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この号から第六十三号までにおいて「法」という。）第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置（法第七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務（次号において「地方公共団体事務」という。）に限る。）を講ずること。

十五 法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあつせんその他必要な措置（地方公共団体事務に関するものに限る。）を講ずること。

十六 法第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。

十七 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

十八 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。

十九 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。

二十 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。

二十一 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。

二十二 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。

二十三 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。

二十四 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

二十五 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。

二十六 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

二十七 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。

二十八 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない

旨の決定をし、及び通知すること。

二十九 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

三十 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。

三十一 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

三十二 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

三十三 法第八十六条第三項（法第一百七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

三十四 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。

三十五 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。

三十六 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。

三十七 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。

三十八 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。

三十九 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。

四十 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

四十一 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。

四十二 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

四十三 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。

四十四 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。

四十五 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

四十六 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。

四十七 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。

四十八 法第一百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

四十九 法第一百三条の規定に基づき、通知すること。

五十 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

五十一 法第一百九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する

こと。

五十二 法第十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。

五十三 法第十四条第一項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、審査すること。

五十四 法第十四条第二項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、通知すること。

五十五 法第十四条第三項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、通知すること。

五十六 法第十五条(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

五十七 法第十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。

五十八 法第二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。

五十九 法第二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。

別表第一専決事項の欄中第六十一号を第七十八号とし、第六十号を第七十七号とし、第五十九号の次に次の十七号を加える。

六十 法第二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。

六十一 法第二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。

六十二 法第二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。

六十三 法第二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。

六十四 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号。以下この号から第七十五号までにおいて「条例」という。)第七条の開示の請求及び条例第二十一条第一項の開示の申出を受理すること。

六十五 条例第八条第二項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

六十六 条例第十四条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する決定をし、及び通知すること。

六十七 条例第十四条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない決定をし、及び通知すること。

六十八 条例第十五条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

六十九 条例第十五条第三項の規定に基づき、通知すること。

七十 条例第十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

七十一 条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

七十二 条例第十七条第三項（条例第二十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

七十三 条例第十八条第一項又は第二項の規定に基づき、公文書を開示すること。

七十四 条例第十八条第三項又は第五項の規定による申出を受理すること。

七十五 条例第二十四条第三項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

七十六 知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第三十八号）第七条の規定に基づき、公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第七号事務の種類の欄中「及び埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）」を削り、同号委任事務の欄中15を削り、16を15とし、17から52までを16から51までとし、53を削り、同項第八号委任事務の欄中40を41とし、37から39までを38から40までとし、36の次に次のように加える。

37 施行規則第八条の三十八の規定に基づき、措置内容等報告書を受理事ること。
別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十一号専決事項の欄中5から26までを削り、27を5とし、28から37までを6から15までとし、同項第十二号専決事項の欄中1から33までを削り、34を1とし、35から42までを2から9までとし、同項第十三号専決事項の欄中5から23までを削り、24を5とし、25を削り、26を6とし、27から38までを7から18までとし、同項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

<p>二十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十三条第一項又は第十条の三第一項の規定に基づき、職員に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせること。 2 法第十三条第二項又は第十条の三第二項の規定に基づき、職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立</p>
--	--

<p>3 木竹を伐採させること。</p> <p>3 法第十三条第三項（法第十 七条の三第三項において準用 する場合を含む。）の規定に 基づき、土地若しくは水面の 占有者又は立木竹の所有者に 通知し、意見を述べる機会を 与えること。</p> <p>4 法第十三条第五項（法第十 七条の三第三項において準用 する場合を含む。）の規定に 基づき、通知の内容を掲示す るとともに、告示すること。</p>	

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十号委任事務の欄2中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同欄3中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改め、同欄4中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同欄5中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改め、同欄6中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同欄7から11までの規定中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改め、同欄12中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同欄13中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改め、同号専決事項の欄1から3までの規定中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改め、同欄4中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項第二十三号委任事務の欄2から4までの規定中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄5中「第七条第一項」を「法第四十四条の九第一項」に改め、同欄6中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に、「第四十四条の七第一項本文」を「第四十四条の十一第一項本文」に改め、同欄7中「法第七条第一項により定められた政令、」を削り、「第七条第一項により定められた政令において」を「第四十四条の九第一項により定められた政令、第四十四条の十一第九項」に改め、同欄8から12までの規定中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄13から23までの規定中「法第七条第一項により定められた政令並びに」を削り、「及び第二項」の下に「並びに法第四十四条の九第一項により定められた政令」を加え、

同欄24から31までの規定中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄32中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に、「第二十七条第一項、第二十八条第一項」を「第二十七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項」に改め、同欄33及び34中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄35中「第七条第一項により定められた政令において準用する場合及び」を削り、「第二項」の下に「及び法第四十四条の九第一項により定められた政令」を加え、同欄36及び37中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄38中「又は第二項」を削り、同欄39及び40中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同項第四十五号委任事務の欄2及び同号専決事項の欄4中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改める。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄2中「第二項」を「第三項前段」に改め、同欄中4を削り、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第八条第三項後段及び第十九条第五項の規定に基づき、一般旅券の返納を受けること。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄6を次のように改める。

6 法第十九条第六項の規定に基づき、返納すべき旅券に消印をして還付すること。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄7中「第四条」を「第六条」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項第六号委任事務の欄2及び同号専決事項の欄4中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同表農林振興センター所長の項第三号委任事務の欄3中「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第七項」に改め、同号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第六条第五項の規定に基づき、農業経営基盤強化促進基本構想の変更について市町村からの協議を受け、同意すること。
- 2 法第十二条第六項（法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十二条第三項各号に掲げる事項について市町村からの協議を受け、同意すること。
- 3 法第十二条第十一項（法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣に協議すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第六号事務の種類の中「農業協同組合法施行細則（昭和五十一年埼玉県規則第七十号。以下この項において「規

則」という。)及び」を削り、「省令」という。)の下に「及び農業協同組合法施行細則(昭和五十一年埼玉県規則第七十号。以下この項において「規則」という。)」を加え、同号専決事項の欄中16を17とし、15を16とし、14の次に次のように加える。

15 法第十一条の五十一第五項の規定に基づき、市町村の意見を聴くこと。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十二号専決事項の欄中「第十七条の三十六第四項」を「第十七条の五十六第四項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、同表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第七号委任事務の欄1中「地すべり防止区域指定」を「地すべり防止区域の指定」に改め、同欄11中「地すべり防止施策」を「地すべり防止施設」に改め、同表水産研究所長の項第十号委任事務の欄6中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同表寄居林業事務所長の項第七号委任事務の欄11中「及び」を「又は」に改め、同表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄30中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同欄44中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同欄48中「第三百三十七条の十六第一項第二号」を「第三百三十七条の十六第二号」に改め、同項第十六号委任事務の欄39中「第七条第二項第四号」を「第六条第二項第四号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十九号

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

求める開示の実施の方法 開示の実施の方法に希望するものがあれば、 <input type="checkbox"/> 案内にシ印を付してぐださい。	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものを希望）
---	---

様式第九号中

希望） 閲覧、聴取又は 交付（ <input type="checkbox"/> 送付	1 求める開示の実施の方法 開示の実施の方法に希望するものがあれば、 <input type="checkbox"/> 案内にシ印を付してぐださい。	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し（複写機により用紙に複写し （ <input type="checkbox"/> 送付を希望） <input type="checkbox"/> 写し（スキャナにより読み取った 録を電磁的記録媒体に複写したも （ <input type="checkbox"/> 送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送 専用機器により再生したものの閱 聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものを （ <input type="checkbox"/> 送付を希望）
---	---	--

たもの）の交付
できた電磁的記
の）の交付
付を希望）
覧、聴取又は視
交付

と定める。

様式第九号に次のように加える。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の規定による文を記載して行うこと。

「 希望する開示の 実施の方法 希望する□内にし印 を付してください。 複数選択できます。」	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交
---	--

様式第 13 号 申

「 (□送付を希望) 付 (□送付を希望)」	「 希望する開示の 実施の方法 希望する□内にし印 を付してください。 複数選択できます。」	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し (複写機により <input type="checkbox"/> 写し (スキャナによ 録媒体に複写したも 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したもの <input type="checkbox"/> 用紙に出力したもの <input type="checkbox"/> 専用機器により再生 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複
------------------------------	---	---

用紙に複写したものの交付(□送付を希望)り読み取ってできた電磁的記録を電磁的記の)の交付(□送付を希望)

に於ける。

の閲覧
 の交付(□送付を希望)
 したものの閲覧、聴取又は視聴
 写したものの交付(□送付を希望)

規 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の知事が行う公文書の開示等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（平成八年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「進ちよく」を「進捗」に改める。

様式第一号（表）中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」及び「㊩」を削る。

様式第三号から様式第五号までの規定中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十一号

埼玉県土採取条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県土採取条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

様式第二号中「㊤」を削り、同様式の注を削り、同様式に次のように加える。

添付書類

- 1 土採取場の位置を示す地図で縮尺 $\frac{1}{50,000}$ 以上のもの
 - 2 土採取場及びその周辺の状況を示す見取図
 - 3 土採取場及び土採取場に隣接する土地の公図の写し
 - 4 土採取場の採取計画を示す実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図
 - 5 土採取場での土採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - 6 土の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - 7 土採取場からの土の搬出の方法及び土の運搬の経路を記載した書面
 - 8 その他知事が特に必要と認める書類
- 様式第三号中「㊤」を削り、同様式の注を次のように改める。
- 注 変更の内容が「採取期間の延期」である場合は、認可採取計画及び現在までの採取状況を明確に示した平面図及び断面図を添付すること。
- 様式第四号中「㊤」を削り、同様式の注を削る。
- 様式第六号中「㊤」を削り、同様式の注を削る。
- 様式第七号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第七号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県採取条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十二号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「燃料」を「化石燃料」に、「（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）」を「（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）」に改め、「並びに」の下に「他人から供給された」を加え、「（同項に規定する電気をいう。）」を削り、「それぞれ」の下に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和五年経済産業省令第十一号）第一条による改正前の」を加える。

第二十六条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

様式第十四号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十三号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

様式第二十五号中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県 県庁」に改め、同様式別紙の備考6中「別表第21」を「別表第20」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、様式第二十五号別紙の備考6の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第二十四号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第十号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条」を「第十五条第一項」に改める。

別表第二号ハ中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第六条」を「第八条」に改める。

様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十五号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成十二年埼玉県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号タ中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十六号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊤」を削る。

様式第二号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第三号から様式第九号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十七号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三中「第十二条第三項第十二号」を「第十二条第三項第十五号」に改める。

第二十四条中「条例」の下に「第八条の七第二項、」を加え、「、第三十三条第四項又はこの規則第八条第二項」を「又は第三十三条第四項」に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第24条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十四条の三及び第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十八号

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「㊦」を削る。

様式第八号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第八号の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県自然環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十九号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第五十号を次のように改める。

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記号

--	--	--	--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行の場合)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当するものにチェックしてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記載してください。)

(カ ナ)
口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様式第五十二号中「※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳

「※ 上記の支店名・口座番号・口座名

の写し等の書類を添付してください。」や「※ この給付金においては公金受取口

している場合も上記に記載をお願い

義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録を してください。

いたします。」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「平成二十年文部科学省告示第二十六号」を「平成二十九年文部科学省告示第六十二号」に改める。

第七条中「平成二十年厚生労働省告示第四百一十一号」を「平成二十九年厚生労働省告示第一百七号」に改める。

第十条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行うときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

八 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 認定こども園において、この規則による改正後の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第十条第八号に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第七号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しな

い。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

規 則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十一号

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第一章第七節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第九節に規定する行政サービス実施コスト計算書」を「第一章第八節に規定する純資産変動計算書及び同章第九節に規定するキャッシュ・フロー計算書」に改める。

第十一条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

第十一条の二第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第一号中「正当な理由による」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十二号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（令和三年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「キャッシュ・フロー計算書及び同章第九節に規定する行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書、同章第八節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第十節に規定する行政コスト計算書」に改める。

第九条第二項各号を次のように改める。

- 一 法人の目的及び業務内容
 - 二 県の政策における法人の位置付け及び役割
 - 三 中期目標の概要
 - 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
 - 五 中期計画及び年度計画の概要
 - 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
 - 八 業績の適正な評価に資する情報
 - 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
 - 十 予算及び決算の概要
 - 十一 財務諸表の要約
 - 十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
 - 十三 内部統制の運用状況
 - 十四 法人に関する基礎的な情報
- 第十一条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項がある

ときはその内容

第十一条第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第一号中「正当な理由による」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十三号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

歯 科 技 工 所 開 設 届

年 月 日

(宛先)

保健所長

住 所 又は主たる事務所の所在地

氏 名 又は名称及び代表者氏名

下記のとおり歯科技工所を開設したので届け出ます。

記

技工所の名称				開設年月日			
開設の場所		(電話番号 :)					
管 理 者	住 所						
	氏 名			資格 (歯科医師、 歯科技工士の別)	歯科 歯科技 医師 工士		
	免許番号			歯 科 技 工 士 であるときは 免許都道府県名			
業 務 に 従 事 す る 者	氏 名	資格 (歯 科医師、 歯科技工 士の別)	免許番号 ・ 歯 科 技 工 士 であるときは 免許都道府県名	開 設 の 場 所 以 外 の 場 所 で の 業 務			
				実 施	(有の場合)連絡先・ 実施場所の所在地		
		歯科 歯科技 医師 工士		有・無			
		歯科 歯科技 医師 工士		有・無			
	歯科 歯科技 医師 工士			有・無			
構造設備の概要		(別添平面図)					

様式第二号及び様式第三号中「五」を削る。
様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第2条関係）

歯 科 技 工 所 台 帳

埼玉県

名 称						開設の場所			
						電話番号			
開設者	氏 名 <small>（法人にあつては、 名称及び代表者氏名）</small>					住 所			
管理者	氏 名				住 所				
	資 格	歯科・歯科技 医師 工士	免許取得 年 月 日	・	・	免許番号	第 号	歯科技工士であると きは免許都道府県名	
従業者	氏 名			資格	歯科・歯科技 医師 工士	開設の場所以外の場所で業務を実施する 場合は連絡先及び実施場所の所在地			
	氏 名			資格	歯科・歯科技 医師 工士	開設の場所以外の場所で業務を実施する 場合は連絡先及び実施場所の所在地			
開設届受理年月日		・		開設年月日		・			
施 術 所 の 概 要					変 更 事 項				
構 造	造 階建 平方米				年 月 日	内 容			
設 備									
市 町 村 名		名 称							

	検査年月日	検査結果の概要	検査結果に対する処置	検査者氏名
検				
査				
関				
係				

備考

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の歯科技工士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三項」を「第二項」に、「同条第四項後段」を「同条第三項後段」に改める。

様式第十六号（表）中「第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項」を「第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項」に改める。

様式第十七号を次のように改める。

様式第十八号の記載上の留意事項1及び様式第二十二号(表)中「~~海~~」を「~~海~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十五号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

別記様式中「動物取扱責任者研修修了証」を「動物取扱責任者研修修了証（

「氏 名
年度）」に、（生年月日）を「氏 名
に改め、」
事業所の名称」
事業所の名称」
月 日」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十六号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、次に掲げる図書

イ 畜舎建築利用計画が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十条の二十一第一項の指定確認検査機関の審査を受けた際に交付される適合を証する書面

ロ 省令別表第一の各項の(イ)欄に掲げる畜舎等である場合にあつては、当該各項の(ウ)欄に掲げる図書

- 飼養施
- 飼養施
- 飼養施
- 飼養施
- 飼養施
- 飼養施
- 飼養施
- 飼養施
- 飼養施
- 飼養施
- 堆肥舎
- 堆肥舎
- 発酵槽
- 堆肥舎
- 堆肥舎
- 発酵槽

設

設に付随する搾乳施設

設に付随する集乳施設

設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

設に付随する畜産業用倉庫

設に付随する畜産業用車庫

に改める。

等

に付随する畜産業用倉庫
に付随する畜産業用車庫
等を制御するための施設

」

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則（昭和四十九年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の備考2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十八号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「知事」を「埼玉県都市整備部建築安全課長」に改める。

様式第二十号中 「(宛先) を 「(宛先) に改める。
埼玉県知事」 を 埼玉県都市整備部建築安全課長」

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十九号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二〇」を「二一」に改め、同表二の項中「六」を「七」に改め、

同表三の項中「二一」を「二二」に改め、同表五の項中

「一四」を「一」

「五」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「六」を「五」に改め、同表の二の項中「一一」を「一〇」

に改め、同表の三の項中「九」を「八」に改め、同表の四の項中

「八」を「七」

「七」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「者を含む。」の下に「ホにおいて同じ。」を加え、「ハまで」を「ホまで」に改め、同号に次のように加える。

ニ 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十四条に規定する婦人相談所又は配偶者暴力防止法第三条に規定する配偶者暴力相談支援センターにより配偶者からの暴力（配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を含む。ホにおいて同じ。）の被害を理由として保護を受けていることの証明書の発行を受けている者

ホ 配偶者暴力防止法第三条に規定する配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村その他の関係機関と連携して被害者に対する支援を行っている民間の団体により配偶者からの暴力の被害を理由に避難していることを申し出たことの確認書の発行を受けている者

第六条第九号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

別表中三三四の項を三三五の項とし、二五六の項から三三三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二五五の項中「四三・九七」を「五三・〇五」に、「二六〇」を「一六〇」に改め、同項を同表二五六の項とし、同表中二五四の項を二五五の項とし、一八八の項から二五三の項までを一項ずつ繰り下げ、一八七の項の次に次のように加える。

一八八	シラコバト住宅	上尾市大字上	高層耐火	二五・〇二から 五四・四〇まで	五〇
-----	---------	--------	------	--------------------	----

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

県営住宅入居申込書

受付番号

(宛先)

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

年 月 日

県営住宅への入居の承認を受けたいので、別記の事項を承知の上、埼玉県県営住宅条例第8条の規定により、次のとおり申し込みます。

申込者

現在の住所

郵便番号		電話番号	
都・道 府・県	区 市・郡	区 町・村	

勤務先

名称		電話番号	
所在地	都・道 府・県	区 市・郡	区 町・村

世帯構成（現に同居し、又は同居しようとする親族）

フリガナ	続柄	生年月日			年齢	性別	該当する項目を○で囲むこと。身体障害、精神障害、知的障害又は戦傷病の場合は等級を、難病の場合は病名を（ ）内に記入すること。						
氏名		年	月	日			身体 (手帳)	精神 (手帳)	精神 (年金)	知的 (手帳)	難病	戦傷 被爆	引揚 ハセシ
本人													
単身世帯で右に該当する場合は、□内にレ点を入れること。						□ 生活保護受給者							

入居を希望する 県営住宅	県営住宅名	間取り	住宅番号

申告事項	1	2	3	4
	5	6	7	8
	9	10	11	

備考 欄は記入しないこと。

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議のないことを誓約します。
また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表二五五の項の改正規定（「四三・九七」を「五三・〇五」に、「二六〇」を「一六〇」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規則

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十一号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(知事が必要と認める書類)

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号。第三条において「省令」という。)第一条の二第一項に規定する知事が必要と認める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号。以下「法」という。)第九十一条のマンション管理適正化推進センターが作成した法第五条の四各号に掲げる基準(同条第四号に掲げる基準にあつては、マンション管理適正化指針に係るものに限る。)に適合していることを示す書類とする。

(申請の取下げ)

第二条 法第五条の三第一項の規定による認定の申請、法第五条の六第一項の認定の更新の申請又は法第五条の七第一項の変更の認定の申請を取り下げようとする者は、様式第一号の申請取下書を知事に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第三条 法第五条の十第一項第二号の取りやめる旨の申出は、様式第二号の取りやめ申出書に当該取りやめに係る省令第一条の六の通知書、省令第一条の八の通知書又は省令第一条の十一の通知書を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

申 請 取 下 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり申請を取り下げます。

申 請 の 種 類	認定申請 ・ 認定更新申請 ・ 変更認定申請
申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係るマンションの所在地	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日				
第 号				
担当者氏名		担当者氏名		

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

取 り や め 申 出 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので次のとおり申し出ます。

認定（認定更新・変更認定）番号	第 号
認定（認定更新・変更認定）年月日	年 月 日
認定に係るマンションの所在地	
取 り や め の 理 由	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日				
第 号				
担当者氏名			担当者氏名	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇七七

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二二）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一 級別職務分類表（第三条関係）

イ 行政職給料表級別職務分類表

組織	職務の級	職
知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	二級	専門員
	三級	協同組合検査員 講師 地域機関の課長 主任職業訓練指導員 助教授 工事検査員 監査員 主任専門員
四級	困難な業務を分掌する協同組合検査員 困難な業務を分掌する講師 困難な業務を分掌する地域機関の課長 困難な業務を分掌する主任職業訓練指導員 困難な業務を分掌する助教授 困難な業務を分掌する工事検査員 困難な業務を分掌する監査員	
五級	主任協同組合検査員 主任講師 科長 地域機関の部長（総合リハビリテーション）	

	<p>センター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長を除く。）</p> <p>次長</p> <p>職業訓練主幹</p> <p>教務主幹</p> <p>教授</p> <p>施工監理主幹</p> <p>主任工事検査員</p> <p>主任監査員</p> <p>収用委員会事務局副事務局長</p>
六級	<p>本庁の副所長</p> <p>調整幹</p> <p>副室長</p> <p>企画幹</p> <p>主席県民相談員</p> <p>地域エネルギー企画幹</p> <p>家畜衛生幹</p> <p>出納審査幹</p> <p>地域調整幹</p> <p>支所長（自動車税事務所大宮支所の支所長を除く。）</p> <p>副校（園）長</p> <p>主席講師</p> <p>地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長に限る。）</p> <p>地域機関の総務部長</p> <p>農業革新支援部長</p> <p>副主席工事検査員</p> <p>副書記長</p> <p>主席監査員</p>

	<p>困難な業務を分掌する主任協同組合検査員 困難な業務を分掌する主任講師 困難な業務を分掌する科長 困難な業務を分掌する地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター）管理業務部及び精神保健福祉部並びに農林振興センターの部長を除く。） 困難な業務を分掌する次長 困難な業務を分掌する職業訓練主幹 困難な業務を分掌する教務主幹 困難な業務を分掌する教授 困難な業務を分掌する施工監理主幹 困難な業務を分掌する主任工事検査員 困難な業務を分掌する主任監査員 困難な業務を分掌する収用委員会事務局副 事務局長</p>
七級	<p>本庁の所長 広報戦略幹 副報道長 統括参事 政策幹 デジタル政策幹 行政監察幹 技術評価幹 共生推進幹 危機対策幹 児童虐待対策幹 医療政策幹 ワクチン対策幹 産業拠点整備推進幹 主席協同組合検査員 産業基盤対策幹</p>

<p>副参事 地域防災幹 東松山事務所長 本庄事務所長 支所長（自動車税事務所大宮支所の支所長に限る。） 地域機関の事務局長 地域機関の室長 地域機関の局長 副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。） 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 議会事務局室長 書記長 監査事務局副事務局長 人事委員会事務局副事務局長 労働委員会事務局副事務局長 収用委員会事務局長</p>	<p>八級 報道長 困難な業務を所掌する統括参事 政策・財務局長 地域経営局長 人財政策局長 困難な業務を所掌する行政監察幹 契約局長 税務局長 県民スポーツ文化局長 県民共生局長 環境未来局長 地域包括ケア局長 医療政策局長</p>

教育委員会				
二級	一級	十級	九級	
<p>相当高度の知識又は経験が必要とする司書 相当高度の知識又は経験を必要とする司書 学校保健技師 社会教育主事補</p>	<p>司書 学芸員</p>	<p>知事室長 極めて困難な業務を所掌する統括参事 会計管理者 極めて重要な業務を所掌する参事 極めて重要な業務を所掌する参与 議会事務局長</p>	<p>労働委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 特に困難な業務を所掌する書記長 東京事務所長 特に重要な業務を所掌する参与 特に重要な業務を所掌する参事 地域経済・観光局長 少子化対策局長 行政・デジタル改革局長 特に困難な業務を所掌する統括参事</p>	<p>健康政策局長 食品衛生安全局長 産業政策局長 雇用労働局長 参事 参与 副センター長（産業技術総合センターの副センター長に限る。） 議会事務局副事務局長 困難な業務を所掌する書記長</p>

	三級	四級	五級
員 専門員	管理主事 指導主事 社会教育主事 主任司書 主任学芸員 所員 県立学校の課長 事務長 高度の知識又は経験を必要とする社会教育 主事補 高度の知識又は経験を必要とする学校保健 技師 高度の知識又は経験を必要とする司書 高度の知識又は経験を必要とする学芸員 主任専門員	困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 困難な業務を分掌する主任司書 困難な業務を分掌する主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 困難な業務を分掌する県立学校の課長 困難な業務を分掌する事務長	主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長

八級	七級	六級
<p>九級</p> <p>高校改革統括監</p>	<p>参事</p> <p>県立学校の事務局長</p> <p>及び近代美術館の副館長に限る。)</p> <p>副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館）</p> <p>企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。）</p> <p>総合企画長</p> <p>支所長</p> <p>首席管理主事</p> <p>副参事</p> <p>首席社会教育主事</p> <p>主席指導主事</p> <p>管理主幹</p> <p>教育指導幹</p> <p>学校管理幹</p>	<p>総務幹</p> <p>報道幹</p> <p>調整幹</p> <p>室長</p> <p>教育主幹</p> <p>首席司書主幹</p> <p>首席学芸主幹</p> <p>副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。）</p> <p>困難な業務を分掌する主任管理主事</p> <p>困難な業務を分掌する主任指導主事</p> <p>困難な業務を分掌する主任社会教育主事</p> <p>困難な業務を分掌する司書主幹</p> <p>困難な業務を分掌する学芸主幹</p> <p>困難な業務を分掌する事務局次長</p> <p>困難な業務を分掌する事務部長</p> <p>困難な業務を分掌する事務室長</p>

							警察本部	
七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	十級	
主席師範 管理官 総括調査官 主席調査官 主席指導官 主席専門官 附置機関の長	調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長 特に困難な業務を分掌する専門員	課（室、隊、校）長補佐 補佐官 困難な業務を分掌する専門員 警察署の課長 警察署の課長代理	相当困難な業務を分掌する専門員 困難な業務を分掌する係長	係長 専門員	高度の知識又は経験を必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師	警察主事 警察技師	極めて重要な業務を所掌する参事 副教育長	特に重要な業務を所掌する参事

	八級	財務局長 参事
	九級	理事官 特に重要な業務を所掌する参事

別表第一二中備考以外の部分を次のように改める。

二 医療職給料表(一)級別職務分類表

知事部局		組織	職務の級	職
四級	三級	二級	一級	
本庁の部長	本庁の課長 副参事 感染症対策幹 副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。） 地域機関の副所長 副課長 地域機関の部長 医療安全管理幹 地域保健企画室長 精度管理室長 感染症検査室長 食品微生物検査室長 化学検査室長 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医幹	医幹 地域機関の副部長 科長 医長 地域機関の室長 主査 地域機関の課長	医員	

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

本庁の副部長 参事 副センター長（総合リハビリテーションセンターの副センター長に限る。） 病院長 地域機関の局長

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇七八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組織		職				区分
議会議務局	事務局長	一種	知事部局	本庁部長 知事室長 統括参事（人事委員会が定めるものに限る。） 行政・デジタル改革局長 少子化対策局長 地域経済・観光局長 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 参与（人事委員会が定めるものに限る。） 東京事務所長 総合リハビリテーションセンター長 精神保健福祉センター長	一種	
	副事務局長	二種				
	参事	二種				
	課長	三種				
	図書室長	三種				
副課長	四種					
本庁副部長	二種	二種				
	参与		参与			

報道長

統括参事

政策・財務局長

地域経営局長

人財政策局長

行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。）

契約局長

税務局長

県民スポーツ文化局長

県民共生局長

環境未来局長

地域包括ケア局長

医療政策局長

健康政策局長

感染症対策幹

食品衛生安全局長

産業政策局長

雇用労働局長

地域振興センター所長

環境科学国際センター長

環境科学国際センター研究所長

総合リハビリテーションセンター副センター長

総合リハビリテーションセンター病院長

保健所長（朝霞、鴻巣、東松山、狭山）

衛生研究所長

食肉衛生検査センター所長

産業技術総合センター副センター長

農林振興センター所長（川越、秩父、大里、加須、春日部）

農業技術研究センター所長

農業大学校長

<p>県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷）</p> <p>総合技術センター所長</p>	
<p>本庁課（所）長</p> <p>広報戦略幹</p> <p>副報道長</p> <p>統括参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>政策幹</p> <p>デジタル政策幹</p> <p>行政監察幹</p> <p>技術評価幹</p> <p>共生推進幹</p> <p>危機対策幹</p> <p>児童虐待対策幹</p> <p>医療政策幹</p> <p>ワクチン対策幹</p> <p>産業拠点整備推進幹</p> <p>主席協同組合検査員</p> <p>産業基盤対策幹</p> <p>副参事</p> <p>東京事務所副所長</p> <p>地域振興センター副所長（南西部、東部、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父）</p> <p>地域振興センター地域防災幹</p> <p>川越比企地域振興センター東松山事務所長</p> <p>北部地域振興センター本庄事務所長</p> <p>県税事務所長</p> <p>自動車税事務所長</p> <p>自動車税事務所支所長（大宮）</p> <p>県営競技事務所長</p> <p>婦人相談センター所長</p>	<p>三種</p>

男女共同参画推進センター所長
パースポートセンター所長
消費生活支援センター所長
消防学校長
防災航空センター所長
環境管理事務所長
環境科学国際センター事務局長
環境科学国際センター室長
環境整備センター所長
福祉事務所長
発達障害総合支援センター所長
総合リハビリテーションセンター事務局長
総合リハビリテーションセンター福祉局長
精神保健福祉センター副センター長
児童相談所長
埼玉学園長
保健所長
衛生研究所副所長
高等看護学院長
動物指導センター所長
食肉衛生検査センター北部支所長
計量検定所長
産業技術総合センター室長
産業技術総合センター北部研究所長
高等技術専門校長
職業能力開発センター所長
農林振興センター所長
農林振興センター副所長
農業技術研究センター副所長
病害虫防除所長
家畜保健衛生所長
秩父高原牧場長
花と緑の振興センター所長

<p>茶業研究所長 水産研究所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹 総合技術センター主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 鉄道高架建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター所長 営繕・公園事務所長</p>	
<p>本庁副課(所)長 知事室長付副室長 調整幹 企画幹 主席県民相談員 地域エネルギー企画幹 家畜衛生幹 出納審査幹 地域振興センター副所長 地域振興センター地域調整幹 県税事務所副所長 自動車税事務所副所長 自動車税事務所支所長 県営競技事務所副所長 婦人相談センター副所長 男女共同参画推進センター副所長 パスポートセンター副所長 パスポートセンター支所長</p>	<p>四種</p>

消費生活支援センター副所長
消費生活支援センター支所長
消防学校副校長
環境管理事務所副所長
環境科学国際センター副室長
環境整備センター副所長
福祉事務所副所長
総合リハビリテーションセンター部長
総合リハビリテーションセンター医療局医
療安全管理幹
精神保健福祉センター管理業務部長
精神保健福祉センター精神保健福祉部長
児童相談所副所長
埼玉学園副園長
保健所副所長
衛生研究所地域保健企画室長
衛生研究所精度管理室長
衛生研究所感染症検査室長
衛生研究所食品微生物検査室長
衛生研究所化学検査室長
動物指導センター南支所長
食肉衛生検査センター副所長
産業技術総合センター副室長
産業技術総合センター北部研究所副所長
高等技術専門校副校長
職業能力開発センター副所長
農林振興センター部長
農業技術研究センター室長
農業技術研究センター部長
病虫害防除所副所長
家畜保健衛生所副所長
農業大学校副校長
花と緑の振興センター副所長

	<p>茶業研究所副所長 水産研究所副所長 寄居林業事務所副所長 寄居林業事務所森林研究室長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター副主査 総合治水事務所副所長 八潮新都市建設事務所副所長 大宮公園事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕・公園事務所副所長</p>	
<p>教育委員会事務局</p>	<p>総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	<p>五種</p>
	<p>副教育長 本局部長 高校改革統括監 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 図書館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館長 近代美術館長</p>	<p>二種</p>
	<p>本局課長 副参事 学校管理幹 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター総合企画長 総合教育センター副所長</p>	<p>三種</p>

<p>総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館長 図書館副館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長</p>	
<p>本局副課長 総務幹 報道幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 図書館副館長 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長</p>	<p>四種</p>
<p>大宮中央高等学校事務局長</p>	<p>五種</p>

	<p>警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大</p>	三種
	<p>喜、吉川） 警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川） 警察学校長 理事官 参事官 参事 方面本部長 組織犯罪対策局長 運転免許本部長 財務局長 参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	二種
警察本部	<p>県立学校事務部長 伊奈学園総合高等学校事務局次長 大宮中央高等学校事務局次長 県立学校事務室長 県立学校事務局長</p>	七種
	<p>六種</p>	

<p>宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川)</p>	
<p>主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>主席指導官</p> <p>主席専門官</p> <p>公安委員会室長</p> <p>取調べ監督室長</p> <p>けいさつ総合相談センター所長</p> <p>音楽隊長</p> <p>情報セキュリティ対策室長</p> <p>照会センター所長</p> <p>留置センター所長</p> <p>監査室長</p> <p>装備技術センター所長</p> <p>採用センター所長</p> <p>犯罪被害者支援室長</p> <p>企画調整室長</p> <p>D X推進室長</p> <p>現任教養推進室長</p> <p>生活安全指導室長</p> <p>地域安全対策推進室長</p> <p>人身安全対策室長</p> <p>少年サポートセンター所長</p> <p>サイバー特別捜査隊長</p> <p>地域指導室長</p> <p>刑事指導室長</p> <p>捜査支援・通訳センター所長</p> <p>検視調査室長</p> <p>特殊詐欺捜査室長</p>	<p>四種</p>

収用委員会事務局	労働委員会事務局					人事委員会事務局				監査事務局		法医鑑定室長 暴力団排除対策室長 交通指導室長 交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 交通管制センター所長 警衛警護室長 航空隊長 外事対策室長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長						
	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長		主席監査員	課長	副事務局長	事務局長	術科教養部長	次席
三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	一種	五種						

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇七九

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第一医師の項を次のように改める。

医師	知事
	総務部（地方職員共済組合埼玉県支部の業務に従事する者に限る。） 保健医療政策課（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下同じ。）に派遣される者に限る。） 総合リハビリテーションセンター 中央児童相談所 越谷児童相談所 保健所 精神保健福祉センター

別表第三看護師の項中「障害者支援課（公益的法人等に派遣される者に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八〇

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一障害者支援課の項を削る。

別表第一勤務箇所の欄中「所沢児童相談所」の下に「、熊谷児童相談所」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八一

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第四条中「所沢児童相談所」の下に「、熊谷児童相談所」を加える。

第八条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十四条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「身辺の警衛」の下に「又は内閣総理大臣、国賓等の身辺の警護の」を加え、同項第二号中「、内閣総理大臣、国賓等の身辺の警護」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八二

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五七〇）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「情報システムをいう。」の下に「その他人事委員会が定める情報システム」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一七―三九

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会」を削り、「公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会」を「公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会」に改める。

別表第四中「株式会社デジタルスキップステーション」を「株式会社デジタルKIPステーション」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一四〇

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―一六）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

機関	職
議会事務局	事務局長 副事務局長 参事 課（室）長 総務課の主幹及び主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 秘書課の主幹及び主査
知事及び会計管理者	部長 知事室長 会計管理者 政策・財務局長 行政・デジタル改革局長 地域経営局長 人財政策局長 税務局長 契約局長 県民スポーツ文化局長 県民共生局長 環境未来局長 地域包括ケア局長 医療政策局長 健康政策局長 食品衛生安全局長

産業政策局長
地域経済・観光局長
雇用労働局長
副部長
参事
参与
報道長
統括参事
少子化対策局長
課（所）長
調整幹
デジタル政策幹
政策幹
行政監察幹
技術評価幹
共生推進幹
危機対策幹
地域エネルギー企画幹
児童虐待対策幹
医療政策幹
ワクチン対策幹
感染症対策幹
産業拠点整備推進幹
主席協同組合検査員
家畜衛生幹
産業基盤対策幹
副参事
副報道長
副課（所・室）長（労働関係に関する事務、
秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等
を総括する事務を所掌するものに限る。）
主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、法
規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事
務を所掌するものに限る。）

		環境科学 センター長	地域機 関	地域振興 センター	<p>統括参事付、秘書課、人事課及び財政課の主任幹 部及び会計管理者の補助組織の主管課及び秘書課の主査（課の庶務に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>秘書課の主査（秘書事務を所掌するものに限る。）</p> <p>人事課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p> <p>行政・デジタル改革課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p> <p>文書課の主査（法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>財政課の主査</p> <p>税務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p> <p>管財課の主査（庁中取締りに関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>企画総務課、県民広聴課、危機管理課、環境政策課、福祉政策課、保健医療政策課、産業労働政策課、農業政策課、県土整備政策課、都市整備政策課及び出納総務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p> <p>所長</p> <p>副所長</p> <p>地域防災幹</p> <p>東松山事務所長</p> <p>本庄事務所長</p> <p>担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>
--	--	---------------	----------	--------------	--

国際センター	事務局長 研究所長 室長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	総合リハビリテーションセンター	センター長 病院長 副センター長 局長 医療安全管理幹 管理・業務部長 担当課長（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）	精神保健福祉センター	センター長 副センター長 管理業務部長	産業技術総合センター	センター長 副センター長 室長 北部研究所長 副室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 北部研究所副所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	農業技術研究センター	所長 副所長 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	寄居林業事務所	所長 副所長 森林研究室長	総合技術センター	所長 技術指導幹
--------	---	-----------------	--	------------	---------------------------	------------	--	------------	--	---------	---------------------	----------	-------------

	教育委員会		
	教育局		
	本局	<p>その他の地域機関</p> <p>支所長</p> <p>副所長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>副園長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>副校長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>次長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>課長及び担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>	<p>総合技術幹</p> <p>主席工事検査員</p> <p>主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>
		<p>副教育長</p> <p>部長</p> <p>高校改革統括監</p> <p>副部長</p> <p>参事</p> <p>課長</p> <p>報道幹</p> <p>学校管理幹</p> <p>教育指導幹</p> <p>副参事</p> <p>副課長（労働関係に関する事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>総務幹</p> <p>調整幹</p> <p>管理主幹</p>	

<p>学校</p>	<p>教育事務</p> <p>所</p> <p>副所長</p> <p>室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>主席管理主事</p> <p>担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>主任管理主事</p> <p>管理主事</p> <p>担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>		<p>主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>主任管理主事</p> <p>管理主事</p> <p>総務課の主査（労働関係に関する事務、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>教育政策課の主査</p> <p>財務課の主査（予算に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>教職員課の主査、主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p> <p>県立学校人事課、小中学校人事課及び教職員採用課の主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p>
<p>校長</p>			

収用委員会事務局	選挙管理委員会	労働委員会事務局	人事委員会事務局	監査事務局		
					含む。）	その他の 教育機関 （支所を 含む。）
事務局長	書記長 副書記長	主任 主査 主幹 副課長 課長 副事務局長 参事 事務局長	主任 主査 主幹 副課長 課長 副事務局長 参事 事務局長	課長 副事務局長 監査第一課の主席監査員、主任監査員及び監査員（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	事務局長 副事務局長 課長 副課長 主任 主査 主幹 副課長 課長 副事務局長 参事 事務局長	副校長 教頭 事務局長 事務局次長 事務部長 事務室長 事務局長 機関の長 副所長、副館長、教育主幹及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）

附 則

副事務局長

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一四一

彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―九四）の一部を次のように改正する。

別表職の欄中「部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）」を「マネージャー」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規則

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一四二

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―九九）の一部を次のように改正する。

別表職の欄中「課長」を「課長
副参事」に改め、「又は主査」を削り、「総務係長」

を「総務係長

総務課の主任（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）」

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第5号

警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

警察署協議会に関する規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、招集による会議に支障があると認めるときは、招集によらない会議を開催することができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

埼玉県訓令第2号

訓令

本 庁
地 域 機 関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

副知事の担任意務に関する訓令

- 1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 砂川裕紀

企画財政部（交通政策課を除く。）、県民生活部及び会計管理者の所掌事務に関する事と並びに教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡調整に関する事。

副知事 山本悟司

企画財政部（交通政策課に限る。）、危機管理防災部、環境部、県土整備部及び都市整備部の所掌事務に関する事と並びに下水道局及び収用委員会との連絡調整に関する事。

副知事 堀光敦史

総務部、福祉部、保健医療部、産業労働部及び農林部の所掌事務に関する事と並びに企業局、人事委員会及び労働委員会との連絡調整に関する事。

- 2 前項の担任意務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 副知事の担任意務に関する訓令（令和四年埼玉県訓令第7号）は、廃止する。

訓令

埼玉県訓令第三号

本 庁

地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された技能職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された技能職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）」に改める。

別表中婦人相談センターの項を削り、総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

総合リハビリテーションセンター	看護補助の業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間で平均して1週間について38時間45分	業務の実情に応じ所屬長が定める。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その時は、業務の実情に応じ所屬長が定める。
-----------------	----------------	---	------------------	----------	---

附 則

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三

号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の技能職員の勤務時間等に関する規程（以下この項において「新規程」という。）第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

訓令

埼玉県訓令第4号

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「文書の浄書、収発、」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第5号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の職員の勤務時間に関する規程（以下この項において「新規程」という。）第一条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

埼玉県訓令第6号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「食品衛生安全局長」の下に「、産業政策局長、地域経済・観光局長」を加え、「次世代産業幹、経済対策幹」を「産業拠点整備推進幹」に改め、同項第六号中「次世代産業幹、経済対策幹」を「産業拠点整備推進幹」に改める。

第十二条の八を第十二条の十とし、第十二条の五から第十二条の七までを二条ずつ繰り下げ、第十二条の四の次に次の二条を加える。

（高齢者部分休業の承認申請）

第十二条の五 職員は、地方公務員法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、人事課長が別に定める日までに、人事給与管理システム（職員の人事管理、給与等管理に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第一項において同じ。）により決裁権者に申請しなければならぬ。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業承認申請書（様式第十一号の四の二）を所属長に提出することができる。

2 決裁権者は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認めると認める書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業の変更承認等申請）

第十二条の六 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又はその承認の取消しをしようとするときは、人事課長が別に定める日までに、人事給与管理システムにより決裁権者に申請しなければならぬ。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業変更承認等申請書（様式第十一号の四の三）を所属長に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第11条関係）

年 分 休 暇 簿

職 名		氏 名				本年使用できる			前年からの繰越日数			日						
									条例の規定に基づく日数			日						
採 用 年 月 日		年 月 日				年次休暇日数			計			日						
受 理 (承認) 月 日	届 出 (申請) 月 日	受 理 (承 認)				休 暇 の 期 間			休 暇 の 種 類	休暇 (年 次休暇を 除く。)の 理由	年次休暇 の残日数			夏季 休暇 の残 日数	ボラン ティア 休暇 の残 日数	備 考		
		決 権	裁 者														日	時 間
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ()		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ()		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ()		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ()		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ()		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ()		日	時 間	分	日	時 間	分	

- 備考 1 受理（承認）欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 休暇の期間の欄は、休暇の残日数の全てを使用する場合には、休暇の種類に応じて1時間又は30分未満の端数についても記入すること。
 3 休暇の種類欄は、年次休暇にあつては「年休」を○で囲み、その他の休暇にあつては「その他」を○で囲み、()内に特別休暇にあつては「特休」、組合休暇にあつては「組休」と記入すること。

様式第十一号の四の次に次の二様式を加える。

様式第 1 1 号の 4 の 2 (第 1 2 条の 5 関係)

高齢者部分休業承認申請書 年 月 日 埼玉県知事 様 所属所名 職 名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1 週間当たり)	時間 (内訳)
3 申請理由	

- (注) 1 「2 休業時間 (1 週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。
- 2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、別紙に記入し、申請することができる。

別紙

職 名				氏 名			承認	高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 取 消 し を 申 請 す る 時 間	時間数	備 考
所属	長			月日	午 前	午 後				
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第 1 1 号の 4 の 3 (第 1 2 条の 6 関係)

高齢者部分休業変更承認等申請書 年 月 日 埼玉県知事 様 所属所名 職 名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間 (1 週間当たり)	時間 (内訳)

(注) 「3 変更後の休業時間 (1 週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

様式第十一号の五中「(第12条の5関係)」を「(第12条の7関係)」に改める。

様式第十一号の六中「(第12条の6関係)」を「(第12条の8関係)」に改める。

様式第十一号の七中「(第12条の7関係)」を「(第12条の9関係)」に改める。

様式第十一号の八中「(第12条の8関係)」を「(第12条の10関係)」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正前の埼玉県職員服務規程に定める様式の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓令

埼玉県訓令第七号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

（決裁文書の浄書）

第三十一条 決裁文書（第二十七条に規定する処理を行った起案文書をいう。以下同じ。）の浄書は、主務課において行うものとする。

第三十六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、文書課長が承認した方法による電子署名の名義にあつては、この限りでない。

別表課の文書記号の表中「先端産業課」を

「産業創造課」に改め、同表森づくり課の項

の次に次のように加える。

全国植樹祭推進課	植樹
----------	----

様式第七号（一）（裏）及び様式第七号（二）中「専断専断」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同条第三項中「副部长及び参事」を「高校改革統括監、副部长及び部の参事」に改める。

第七条中「部長、副部长及び参事」を「参事、部長、高校改革統括監及び副部长」に改める。

第九条第一項中「、学校評価幹、地域教育幹」を削る。

第十三条第一項及び第二項中「参事」を「部の参事」に改め、同条第四項中「副部长、参事」を「参事、高校改革統括監、副部长」に改める。

別表第一専決事項の欄第三号中「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改め、同欄第七号中「埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下この表において「条例」という。）第五十一条」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この表において「法」という。）第十三条」に改め、同欄第八号中「条例第五十二条」を「法第十四条」に、「あつせん」を「あつせん」に改め、同欄第九号を削る。

別表第三第九号事務の種類の欄中「研修」を「教科等の研究協力校の指定」に改め、同号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同表第十三号教育長決裁事項の欄1及び2中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を、「並びに部長」の下に「、高校改革統括監」を加え、「参事」を「部の参事」に改め、同欄3中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同欄4中「、部長、副部长及び参事」を「、参事、部長、高校改革統括監及び副部长」に、「（部長、副部长及び参事）」を「（部長、高校改革統括監、副部长及び部の参事）」に、「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改め、同欄4ニ中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同欄5から8までの規定中「副教育長」の下に

「及び本局の参事」を加え、同号部長専決事項の欄1から3までの規定中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に改め、同欄4中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に、「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改め、同欄5中「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改め、同欄6から9までの規定中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に改め、同表第十七号事務の種類の種類「(平成十五年法律第五十七号)」を削り、同号部長専決事項の欄中「第七十七条」を「第一百七十条」に、「第五十九条」を「第一百三十条」に、「第四十四条」を「第一百七十条」に改める。

別表第四教育総務部の表総務課の項第四号教育長決裁事項の欄1中「部長、副部長、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部長」に改め、同欄2中「及び部長」を「、本局の参事、部長及び高校改革統括監」に改め、同号部長専決事項の欄1中「部長、副部长、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部长」に改め、同欄2中「及び部長」を「、本局の参事、部長及び高校改革統括監」に改める。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第四号部長専決事項の欄5中「及び勤続三十年」を「、勤続三十年及び勤続四十年」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三人事委員会に対する情報公開、個人情報に係る審査請求等に関する事務の項事務局専決事項の欄5中「第七十七条」を「第七十条」に、「第五十九条」を「第三十条」に、「第四十四条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄8中「第四条第三項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第四条第四項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、「当該期限を繰り上げて退職させ」を「当該期限を繰り上げ」に、「繰り上げて退職させること」を「繰り上げること」に改め、同欄10及び11を削り、同欄9を同欄10とし、同欄8を同欄9とし、同欄7を同欄8とし、同欄6の次に次のように加える。

7 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている役付職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄に次のように加える。

11 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める役付職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

12 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める役付職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

13 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める役付職員が占める管理監督職に係る異

動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める役付職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。

14 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める役付職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

15 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

16 定年制条例第十一条の規定に基づき、延長した異動期間の延長の事由が消滅した役付職員について、他の職への降任等を行うこと。

17 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を役付職員として採用すること。

18 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた役付職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

19 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、役付職員として任期を定めて採用すること。

20 改正定年制条例附則第三条第三項（改正定年制条例附則第四条第三項、第五条第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任期を定めて採用した役付職員の任期を更新すること。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項事務局長決裁事項の欄4中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同欄中15を26とし、14を25とし、13を24とする。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項事務局長決裁事項の欄10中「第四条第四項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、「当該期限を繰り上げて退職させ」を「当該期限を繰り上げ」に、「期限を繰り上げて退職させること」を「期限を繰り上げること」に改め、同欄中11及び12を削り、同欄10を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 地公法第二十八条の二第一項の規定に基づき、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管

- 理監督職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る）をすること。
- 13 職員の分限に関する条例附則第二項の規定により地公法第二十七条第二項に規定する降給とみなされる措置を講ずること。
- 14 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める一般職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。
- 15 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める一般職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 16 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める一般職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める一般職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。
- 17 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める一般職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 18 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。
- 19 定年制条例第十一条の規定に基づき、定年制条例第九条の規定により延長した異動期間の延長の事由が消滅した一般職員について、他の職への降任等をする事。
- 20 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を一般職員として採用すること。
- 21 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた一般職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 22 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、一般職員として任期を定めて採用すること。
- 23 改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二の三事務局職員の任免に関する事務の項事務局長決裁事項の欄9中「第四条第三項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項の規定において準用する場合を含む。）」を加え、同欄中9を10とし、8を9とし、同欄7の次に次のように加える。

8 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した一般職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている一般職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項委員長決裁事項の欄に次のように加える。

18 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、事務局長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

19 職員の高齢者部分休業に関する条例第六条の規定に基づき、18の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

20 埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、事務局長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第二の四事務局職員の服務等に関する事務の項事務局長決裁事項の欄に次のように加える。

28 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、参事、副事務局長及び課長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

29 職員の高齢者部分休業に関する条例第六条の規定に基づき、28の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

30 埼玉県職員服務規程第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、参事、副事務局長及び課長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中26を28とし、21から25までを23から27までとし、20を21とし、同欄21の次に次のように加える。

22 学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則（令和5年埼玉県教育委員会規則第二十二号）第十一条の規定に基づき、同規則の規定による場合には他の学校職員との均衡を著

しく失すると認められるときその他の特別の事情がある場合の協議に応ずること。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中19を20とし、3から18までを4から19までとし、同欄2の次に次のように加える。

3 職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則（七―一〇七六）第十三条の規定に基づき、規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときの別段の取扱いについて承認をすること。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長決裁事項の欄中35を削り、38を37とし、37を36とし、36を35とする。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄19中「任期付職員規則」を「（一般職の任期付職員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇―一。以下「任期付職員規則」という。））」に改める。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長決裁事項の欄中36を37とし、30から35までを31から36までとし、同欄29の次に次のように加える。

30 任期付職員規則第六条第一項の規定に基づき、試験の結果により採用された者に相当する者として認めること。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項事務の種類欄中「再任用」を「異動期間の延長」に改める。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄1を次のように改める。

1 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四条までの規定により異動期間を延長した職員（職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である者に限る。）1から4までにおいて同じ。）であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務する場合の承認をすること。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄2中「埼玉県人事委員会規則九―一」を「埼玉県人事委員会規則九―三」に、「第二条第二項」を「第五条第二項ただし書」に、「異動させる」を「昇任し、降任し、又は転任させる」に改め、同欄2を同欄5とし、同欄1の次に次のように加える。

2 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長する場合の承認をすること。

3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長する場合の承認をすること。

4 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長する場合の承認をすること。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄1を次のように改める。

1 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四条までの規定により異動期間を延長した職員（職務の級が初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級又はこれに相当する職務の級である者を除く。）1から4までにおいて同じ。）であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務する場合の承認をすること。

別表第三の八勤務延長及び再任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄2中「第二条第二項」を「第五条第二項ただし書」に、「異動させる」を「昇任し、降任し、又は転任させる」に改め、同欄3中「第九条」を「第二十二条」に改め、同欄3を同欄6とし、同欄2を同欄5とし、同欄1の次に次のように加える。

2 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長する場合の承認をすること。

3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長する場合の承認をすること。

4 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長する場合の承認をすること。

別表第四課長専決事項の欄中19から63までを次のように改める。

19 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置（法第七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務（次号において「地方公共団体事務」という。）に関するものに限る。）を講ずること。

20 法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあつせんその他必要な措置（地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務に限る。）を講ずること。

21 法六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。

22 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

23 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。

24 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。

- 25 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。
- 26 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。
- 27 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。
- 28 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 29 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講じること。
- 30 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
- 31 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 32 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 33 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 34 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 35 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。
- 36 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 37 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 38 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 39 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 40 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 41 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 42 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 43 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 44 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 45 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 46 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 47 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 48 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 49 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

- 50 法第百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 51 法第百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 52 法第百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 53 法第百三条の規定に基づき、通知すること。
- 54 法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 55 法第百九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 56 法第百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 57 法第百十四条第一項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。
- 58 法第百十四条第二項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 59 法第百十四条第三項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 60 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 61 法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 62 法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。
- 63 法第百二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
別表第四課長専決事項の欄に次のように加える。
- 64 法第百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。
- 65 法第百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
- 66 法第百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。
- 67 法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
- 68 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号。以下「条例」という。）第七条の開示の請求及び条例第二十一条第一項の開示の申出を受理すること。
- 69 条例第八条第二項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 70 条例第十四条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する決定をし、及び通知すること。
- 71 条例第十四条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない決定をし、

及び通知すること。

72 条例第十五条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

73 条例第十五条第三項の規定に基づき、通知すること。

74 条例第十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

75 条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

76 条例第十七条第三項（条例第二十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

77 条例第十八条第一項又は第二項の規定に基づき、公文書を開示すること。

78 条例第十八条第三項又は第五項の規定による申出を受理すること。

79 条例第二十四条第三項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

80 埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則（平成十三年人事委員会規則一―四三）第九条の規定に基づき、公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずること。

別表第四総務給与課長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5までとし、同欄7中「6」を「5」に改め、同欄7を同欄6とし、同欄8を同欄7とし、同欄9中「8」を「7」に改め、同欄9を同欄8とし、同欄10を同欄9とし、同欄11中「10」を「9」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、同欄13中「12」を「11」に改め、同欄中13を12とし、14を13とし、15を14とする。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

埼玉県労働委員会訓令第1号

訓 令

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程

(趣旨)

第一条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関する事務のうち、実施機関としての労働委員会の権限に属する事務の処理については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 専決 事案について、常時、労働委員会に代わって最終的に意思を決定することをいう。
- 二 代決 事案について、専決することができる者が不在の場合に、臨時に、これらの者に代わって最終的に労働委員会の意思を決定することをいう。

(労働委員会総会の議決事項)

第三条 次条に規定する事務局長の専決できる事項及び第五条に規定する主務課長の専決できる事項以外の事項は、労働委員会の総会に付議し、その議決したところにより、処理するものとする。

(事務局長の専決事項)

第四条 事務局長の専決できる事項は、別表第一に掲げるとおりとする。

(主務課長の専決事項)

第五条 主務課長の専決できる事項は、別表第二に掲げるとおりとする。

(準用)

第六条 埼玉県労働委員会の公文書開示事務の処理に関する規程（平成六年埼玉県地方労働委員会訓令第1号）第八条から第十条までの規定は、専決の報告、代決及び代決の報告について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程(平成六年埼玉県地方労働委員会訓令第二号)は、廃止する。

別表第一(第四条関係)

事務局長専決事項

- 1 法第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置(法第七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務(2)において「埼玉県労働委員会が処理する事務」という。)に関するものに限る。)を講ずること。
- 2 法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあっせんその他必要な措置(埼玉労働委員会が処理する事務に関するものに限る。)を講ずること。
- 3 法第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。
- 4 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
- 5 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。
- 6 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 7 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。
- 8 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。
- 9 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。
- 10 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 11 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
- 12 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 13 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 14 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 15 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 16 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。
- 17 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 18 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知すること。

- 19 法第八十六条第三項（法第一百七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 20 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 21 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 22 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 23 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 24 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 25 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 26 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 27 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 28 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めるところ。
- 29 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 30 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 31 法第一百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 32 法第一百三条の規定に基づき、通知すること。
- 33 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 34 法第九十九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 35 法第一百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 36 法第一百四十一条（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。
- 37 法第一百四十二条（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 38 法第一百四十三条第三項（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

39	法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
40	法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。
41	法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。
42	法第百二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
43	法第百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。
44	法第百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
45	法第百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。
46	法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
47	条例第五条第一項又は第三項の規定に基づき、通知すること。

別表第二（第五条関係）

主務課長専決事項	
1	法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
2	法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、意見書を受理すること。
3	法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
4	法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
5	法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。

訓令

埼玉県 訓令第一号 埼玉県収用委員会

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県 知事 大野 元裕

埼玉県収用委員会会長 久保村 康史

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県収用委員会事務局決裁規程（昭和五十二年 埼玉県 訓令第一号）
埼玉県収用委員会

の一部を次のように改正する。

別表第一号の項事務局長専決事項の欄3中「又は登録」を削る。

別表第二号の項事務局長専決事項の欄3ハ中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同欄4中「。以下この表において「育児休業法」という。）第九條」を「第十九條」に改める。

別表第四号の項を削り、同表第三号の項事務の種類欄中「。以下この項において「規程」という。」を削り、同項事務局長専決事項の欄9中「第二十四条」を「條例第二十五条」に改め、同欄12中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同欄13中「規程第十条」を「埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程第九條」に改め、同項を同表第四号の項とし、同表第二号の項の次に次の一項を加える。

<p>三 個人情報の保護 に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置（法第七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務（2において「埼玉県収用委員会が処理する事務」という。）に限る。）を講ずること。</p> <p>2 法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあつせんその他必要な措置（埼玉県収用委員会が処理する事務に関するものに限る。）を講ずること。</p> <p>3 法第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。</p>
---	--

-
- 4 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
 - 5 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。
 - 6 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。
 - 7 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。
 - 8 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。
 - 9 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。
 - 10 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
 - 11 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
 - 12 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
 - 13 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
 - 14 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
 - 15 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
 - 16 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
 - 17 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。
 - 18 法第八十五条第一項の規定に基づき、
-

-
- 又は事案の移送を受けること。
- 19 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 20 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 22 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 23 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 24 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 25 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 26 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 27 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 28 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 29 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 30 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 31 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 32 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。
-

-
- 33 法第一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 34 法第一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 35 法第二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 36 法第三条の規定に基づき、通知すること。
- 37 法第五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 38 法第九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 39 法第十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 40 法第十四条第一項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。
- 41 法第十四条第二項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 42 法第十四条第三項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 43 法第十五条（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 44 法第十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 45 法第二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を
-

<p>解除すること。</p> <p>46 法第二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。</p> <p>47 法第二百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。</p> <p>48 法第二百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。</p> <p>49 法第二百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。</p> <p>50 法第二百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。</p> <p>51 個人情報保護に関する法律施行条例第五条第一項又は第三項の規定に基づき、通知すること。</p>	

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県監査委員

訓令第一号

埼玉県代表監査委員

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真一郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

埼玉県代表監査委員 小 山 彰

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼 玉 県 監

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年

埼 玉 県 代 表 監

査委員

訓令第一号）の一部を次のように改正する。

査委員

別表第一第一号事務局長専決事項の欄中6から49までを次のように改める。

6 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。7から53までに
おいて「法」という。）第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。

7 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

8 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。

9 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。

10 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。

11 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供する
こと。

12 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の
求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。

13 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。

14 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

15 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。

16 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

17 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示す

- 18 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 19 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 20 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 22 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 23 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 24 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 25 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 26 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 27 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 28 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 29 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 30 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 31 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 32 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 33 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 34 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 35 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。
- 36 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 37 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 38 法第一百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 39 法第一百三条の規定に基づき、通知すること。
- 40 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

- 41 法第九十九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 42 法第十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 43 法第十四条第一項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。
- 44 法第十四条第二項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 45 法第十四条第三項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 46 法第十五条（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 47 法第十八条第一項の規定に基づく提案をうけること。
- 48 法第二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。
- 49 法第二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
別表第一第一号事務局長専決事項の欄に次のように加える。
- 50 法第二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。
- 51 法第二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
- 52 法第二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。
- 53 法第二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
- 54 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号。以下この号から65までにおいて「条例」という。）第七条の開示の請求及び条例第二十一条第一項の開示の申出を受理すること。
- 55 条例第八条第二項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 56 条例第十四条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する決定をし、及び通知すること。
- 57 条例第十四条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない決定をし、及び通知すること。
- 58 条例第十五条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 59 条例第十五条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 60 条例第十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 61 条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 62 条例第十七条第三項（条例第二十五条において準用する場合を含む。）の規定

定に基づき、通知すること。

63 条例第十八条第一項又は第二項の規定に基づき、公文書を開示すること。

64 条例第十八条第三項又は第五項の規定による申出を受理すること。

65 条例第二十四条第三項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

66 埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県監査委員・代表監査委員告示第一号）第九条の規定に基づき、公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずること。

別表第一第二号事務の種類の欄中「事務局の」を削り、同号事務局長専決事項の欄中24を27とし、19から23までを22から26までとし、同欄18中「17」を「20」に改め、同欄18を同欄21とし、同欄17を同欄20とし、同欄16中「15」を「18」に改め、同欄16を同欄19とし、同欄15を同欄18とし、同欄14中「13」を「16」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄13を同欄16とし、同欄12中「11」を「14」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄11を同欄14とし、同欄10の次に次のように加える。

11 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、副事務局長及び課長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

12 高齢者部分休業条例第六条の規定に基づき、11の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

13 埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、副事務局長及び課長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第二監査第一課長専決事項の欄6中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄17中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄17を同欄20とし、同欄16中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄16を同欄19とし、同欄15中「14」を「17」に改め、同欄15を同欄18とし、同欄14中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄13中「12」を「15」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄12中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄11中「10」を「13」に改め、同欄11を同欄14とし、同欄10を同欄13とし、同欄9中「8」を「11」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄8を同欄11とし、同欄7の次に次のように加える。

8 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、職員（事務局長、副事務局長及び課長を除く。）の高齢者部分休業の承認をし、又は高齢者部分休業条例第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

9 高齢者部分休業条例第六条の規定に基づき、8の承認に係る休業時間の延長

を承認すること。

10 埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、職員（事務局長、副事務局長及び課長を除く。）の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第五項」に改め、同条第六項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第四項、第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第四項、第九条第四項、第十条第一項並びに第十一条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の四第一項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（高齢者部分休業）

第十三条の五 管理者は、六十歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が六十歳に達した日後の最初の四月一日以後であつて管理者が別に定める日から、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前条第二項の規定は、高齢者部分休業について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、高齢者部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）の例による。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第十三条の暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、改正後の埼玉県企業職員就業規程（以下この項において「改

正後の規程」という。）第三条第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第二条の二第二項中「その者」を「当該職員」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第二条第三項を削り、同条第四項中「その者」を「当該職員」に、「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二条の三第二項中「その者」を「当該職員」に改める。

第三条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「その者」を「当該職員」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「定める額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に就業規程第三条第五項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「定める額に就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められた当該職員の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改める。

第十条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第十条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第三条第五項」を「第三条第六項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第十条第三項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第十一条第二項中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、「規定する修学部分休業」の下に「又は就業規程第十三条の五に規定する高齢者部分休業」を加え、「休日等及び修学部分休業」を「休日等、修学部分休業及び高齢者部分休業」に改め、「修学部分休業」の下に「又は高齢者部分休業」を加える。

第十四条の二第一項並びに第十四条の三第三項及び第四項中「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第一項中「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）」の下に「、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）」を加える。

附則に次の見出し及び十一項を加える。

（条例附則第五項から第八項までの規定の運用）

14 条例附則第五項に規定する管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において次項の規定が適用されていた職員を除く。）

15 条例附則第五項に規定する管理者が定める額は、別表第一及び別表第二が適用される職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考2又は別表第二の備考の規定（以下この項及び次項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切

り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額とする。

16 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第五条の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

17 条例附則第六項に規定する管理者が定める職員は、他の職への降任等をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日に条例附則第五項の規定により当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。次項において「備考適用前特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。次項において「備考適用前基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員とする。

18 条例附則第六項に規定する管理者が定める額は、備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額とする。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額」とあるのは、「第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）とする。」とする。

20 条例附則第七項に規定する条例附則第六項の規定に準じて算出した額については、職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則「[ニ](#)」。以下「令和四年改正条例附則給与規則」という。）第五条から第七条までの規定の例によるものとする。

21 条例附則第八項に規定する条例附則第六項の規定に準じて算出した額については、令和四年改正条例附則給与規則第八条から第十条まで及び第十二条の規定の

例によるものとする。

22 条例附則第六項から第八項までの規定による給料を支給される職員に対する第四條第二項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「給料と附則第六項から第八項までの規定により支給される給料の額との合計額」とする。

23 条例附則第六項から第八項までの規定による給料の支給について、この規定による場合に他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いとすることができ
る。

24 附則第十四項から前項までに定めるもののほか、条例附則第五項から第八項までの規定の運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

前任用 再任用 短時間 勤務 職員	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400				

別表第八備考中「その者」を「当該職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年公営企業管理規程第五号。以下「給与規程」という。）附則第十四項から第二十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第三条第四項の暫定再任用職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員の給料月額は、当該職員が給与規程第二条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給与規程第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、就業規程第三条第四項、第六条又は第七条の規定により定められた当該職員の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規程第三条第三項及び第十条第二項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規程第三条第二項及び第三項の規定を適用する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三管理者決裁事項の欄13及び14中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同欄15中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同欄15の次に次のように加える。

16 就業規程第十三条の五の規定に基づき、局長、参事、水道部長及び契約局長の高齢者部分休業の承認をし、若しくはその承認を取り消し、又は休業時間の短縮をし、若しくは休業期間の延長を承認すること。

別表第三局長及び参事の専決事項の欄17及び18中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同欄19中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同欄中20を21とし、同欄19の次に次のように加える。

20 就業規程第十三条の五の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の高齢者部分休業の承認をし、若しくはその承認を取り消し、又は休業時間の短縮をし、若しくは休業期間の延長を承認すること。

別表第三水道部長の専決事項の欄7及び8中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

別表第四総務課の表第一号管理者決裁事項の欄5の次に次のように加える。

6 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下この項において「定年制条例」という。）第四条第一項の規定に基づき、定年に達した職員を、期限を定め引き続き勤務させること。

7 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会承認を得ること。

8 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

9 定年制条例第四条第三項の規定に基づき、定年に達した職員に対し期限を定め

引き続き勤務させる場合又は期限を定め引き続き勤務させた職員に対し当該期限を延長する場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

10 定年制条例第四条第四項の規定に基づき、期限を定め引続き勤務させた職員を当該職員の同意を得て当該期限を繰り上げ、又は期限を定め引続き勤務させた後当該期限を延長した職員を当該職員の同意を得て当該延長した期限を繰り上げること。

11 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

12 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

13 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。

14 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

15 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

16 定年制条例第十一条の規定に基づき、定年制条例第九条の規定により延長した異動期間の延長の事由が消滅した職員について、他の職への降任等を行うこと。

17 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を職員（埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四条。以下この表において「給与条例」という）第四条に規定する管理職手当を支給される職員の職）として採用すること。

18 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。以下この項において「改正定年制条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職）として任期を定めて採用すること。

- 19 改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職）として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。
別表第四総務課の表第一号局長の専決事項の欄2から3までを7から8までとし、同欄1の次に次に加える。
- 2 地公法第二十八条の二第一項の規定に基づき、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る）をすること。
- 3 職員の分限に関する条例附則第二項の規定により地公法第二十七条第二項に規定する降給とみなされる措置を講ずること。
- 4 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職以外の職）として採用すること。
- 5 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職以外の職）として任期を定めて採用すること。
- 6 改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職以外の職）として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。
別表第四総務課の表第三号管理者決裁事項の欄3中「埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号。以下この項において「給与条例」という。）を「給与条例」に改める。
別表第五の表欄6中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、経費の性質上請求書により難しいものにあつては、請求書の添付を要しない。

第三十三条第一項中「振り出さなければならない」を「振り出すとともに、当該債権者から領収書を徴さなければならない」に改める。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条 削除

第四十五条第一項中「及び」を「、」に改め、「補償費」の下に「及び管理者が特に必要があると認める土地又は建物の賃借料」を加える。

第百条第二項中「管理者」を「局長」に改める。

第三百三十八条第四項第四号中「五十万円」を「百万円」に改める。

別表第七の二中「3,000万円」を「5,000万円」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第五号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、「個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、公営企業管理者の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第五条第一項前段の規定に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手続が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 公営企業管理者は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 公営企業管理者は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を公営企業管理者に送付して開示請求をする場合においては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによつて令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 公営企業管理者は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、公営企業管理者がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

一 文書又は図画(法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつ

ては、次号に規定するもの)の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。第十一条において同じ。)により読み取つてできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、公営企業管理者が適当と認める方法とする。

(開示の実施における本人確認手続等)

第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、公営企業管理者に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため公営企業管理者が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の公営企業管理者が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として公営企業管理者が適当と認めるものを公営企業管理者に提示し、又は提出しなければならない。

(開示の実施に係る費用等)

第十一条 條例第二十条第二項の規則等で定める額は、次の各号に掲げる区分に依

じ、当該各号に定める額とする。ただし、開示決定の変更による追加の交付（既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

一 文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

イ 単色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき十円

ロ 単色刷（日本産業規格A列二番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき四十円

ハ 単色刷（日本産業規格A列一番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき八十円

ニ 多色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき二十円

二 文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円

三 文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき八十円

四 電磁的記録を用紙に出力したものの交付

イ 単色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に出力する場合に限る。） 一枚につき十円

ロ 多色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に出力する場合に限る。） 一枚につき二十円

五 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円

六 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき八十円

七 前六号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

2 前項第一号、第四号又は第七号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙一枚として算定するものとする。

- 3 第一項の規定により交付する用紙又は電磁的記録媒体の部数は、一部とする。
- 4 開示の実施に要する費用は、前納とする。

(訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用)

第十二条 第六条及び第七条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六条中「第七十六条第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 公営企業管理者は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、公営企業管理者が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務(令第二十一条の規定に基づく事務を含む。)を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十四条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十五条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(令和五年埼玉県規則第五号)に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項(法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。)の書面

- 十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面
- 十四 法第九十一条第一項の書面
- 十五 法第九十三条第一項の書面
- 十六 法第九十三条第二項の書面
- 十七 法第九十四条第二項の書面
- 十八 法第九十五条の書面
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百零二条第二項の書面
- 二十六 法第一百零三条の書面
- 二十七 法第一百五十五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
(公営企業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の廃止)
- 2 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十七年公営企業管理規程第十二号)は、廃止する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第五条第一項前段の規定による通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 管理者は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 管理者は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を管理者に送付して開示請求をする場合には、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 管理者は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、管理者がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

一 文書又は図画（法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次号に規定するもの）の閲覽

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。第十一条において同じ。）により読み取つてできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覽又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覽、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、管理者が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、管理者に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二条第一項一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二条第一項の規定による通知に係る書面その他の管理者が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第七十六条第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として管理者が適当と認めるものを管理者に提示し、又は提出しなければならない。

（開示の実施に係る費用等）

第十一条 条例第二十条第二項の規則等で定める額は、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める額とする。ただし、開示決定の変更による追加の交付（既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。）の場合にあっては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

一 文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

イ 単色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき十円

ロ 単色刷（日本産業規格A列二番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき四十円

ハ 単色刷（日本産業規格A列一番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき八十円

二 多色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に複写する場合に限る。） 一枚につき二十円

二 文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円

三 文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき八十円

四 電磁的記録を用紙に出力したものの交付

イ 単色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に出力する場合に限る。） 一枚につき十円

ロ 多色刷（日本産業規格A列三番、A列四番、B列四番及びB列五番の用紙に出力する場合に限る。） 一枚につき二十円

五 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円

六 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき八十円

七 前六号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

2 前項第一号、第四号又は第七号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙一枚として算定するものとする。

- 3 第一項の規定により交付する用紙又は電磁的記録媒体の部数は、一部とする。
- 4 開示の実施に要する費用は、前納とする。

(訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用)

第十二条 第六条及び第七条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六条中「第七十六条第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 管理者は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、管理者が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務(令第二十一条の規定に基づく事務を含む。)を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十四条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十五条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(令和五年埼玉県規則第五号)に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項(法第七十七条第一項において準用する場合を含む。)の書面

- 十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面
- 十四 法第九十一条第一項の書面
- 十五 法第九十三条第一項の書面
- 十六 法第九十三条第二項の書面
- 十七 法第九十四条第二項の書面
- 十八 法第九十五条の書面
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百二条第二項の書面
- 二十六 法第一百三条の書面
- 二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程(平成二十二年三月三十日流域下水道事業管理規程第九号)は、廃止する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員被服貸与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

機 地 関 域												本 庁				被 貸 与 者					
工 事 の 設 計、現 場 監 督、検 査 業 務 に 従 事 す る 者						実 地 測 量、調 査 業 務 に 従 事 す る 者						工 事 の 設 計、現 場 監 督、検 査 業 務 に 従 事 す る 者				種 類		員 数		貸 与 期 間 (年)	
安 全 靴	防 寒 衣	作 業 服			安 全 靴	防 寒 衣	作 業 服			安 全 靴	防 寒 衣	作 業 服			一	一	四	四	三	三	
		ズボン	冬 用 上 衣	夏 用 上 衣			ズボン	冬 用 上 衣	夏 用 上 衣			ズボン	冬 用 上 衣	夏 用 上 衣							
一	一	四	四		一	一	四	四		一	一	四	四		一	一	四	四		三	三

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第五項」に改め、同条第六項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第四項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の二第一項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（高齢者部分休業）

第十三条の三 管理者は、六十歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が六十歳に達した日後の最初の四月一日以後であって管理者が別に定める日から、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前条第二項の規定は、高齢者部分休業について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、高齢者部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）の例による。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第十三条の暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、改正後の埼玉県下水道局職員就業規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第三条第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職

員とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第三条第二項中「その者」を「当該職員」に改める。

第四条第一項中「その者」を「当該職員」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第三条第六項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条第三項を削り、同条第四項中「その者」を「当該職員」に、「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「その者」を「当該職員」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「定める額」を「定める額に就業規程第三条第六項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改める。

第十五条の二第一項並びに第十五条の三第三項及び第四項中「その者」を「当該職員」に改める。

第十六条第一項中「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）」の下に「、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）」を加える。

附則に次の見出し及び十一項を加える。

(条例附則第五項から第八項までの規定の運用)

17 条例附則第五項に規定する管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する異動期間(同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において次項の規定が適用されていた職員を除く。)

18 条例附則第五項に規定する管理者が定める額は、別表第一が適用される職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額(この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考2の規定(以下この項及び次項において「給料表の備考」という。)を適用しないものとする。)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り上げて、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り上げた額)とする。

19 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第五条の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

20 条例附則第六項に規定する管理者が定める職員は、他の職への降任等をされた日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日に条例附則第五項の規定により当該職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。次項において「備考適用前特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。次項において「備考適用前基礎給料月額」という。)に達しないこ

ととなる職員とする。

21 条例附則第六項に規定する管理者が定める額は、備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額とする。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額」とあるのは、「第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）」とする。

23 条例附則第七項に規定する条例附則第六項の規定に準じて算出した額については、職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七六。以下「令和四年改正条例附則給与規則」という。）第五条から第七条までの規定の例によるものとする。

24 条例附則第八項に規定する条例附則第六項の規定に準じて算出した額については、令和四年改正条例附則給与規則第八条から第十条まで及び第十二条の規定の例によるものとする。

25 条例附則第六項から第八項までの規定による給料を支給される職員に対する第六条第二項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「給料と附則第六項から第八項までの規定により支給される給料の額との合計額」とする。

26 条例附則第六項から第八項までの規定による給料の支給について、この規定による場合に他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いとすることができるとする。

27 附則第十七項から前項までに定めるもののほか、条例附則第五項から第八項までの規定の運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準	基	準			
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円			
	187,700		215,200		255,200		274,600		289,700		315,100		356,800		389,900		441,000		521,400

別表第五備考中「その者」を「当該職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年流域下水道事業管理規程第五号）

以下「給与規程」という。）附則第十七項から第二十七項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第三条第四項の暫定再任用職員をいう。以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員の給料月額は、当該職員が給与規程第四条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給与規程第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月

額のうち、同条第二項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、就業規程第三条第四項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第三条第六項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規程第五条第二項及び第三項の規定を適用する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第八号管理者決裁事項の欄5の次に次のように加える。

6 地公法第二十八条の二第一項の規定に基づき、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る）をすること。

7 職員の分限に関する条例附則第二項の規定により地公法第二十七条第二項に規定する降給とみなされる措置を講ずること。

8 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下この項において「定年制条例」という。）第四条第一項の規定に基づき、定年に達した職員を、期限を定め引き続き勤務させること。

9 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会 の承認を得ること。

10 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

11 定年制条例第四条第三項の規定に基づき、定年に達した職員に対し期限を定め引き続き勤務させる場合又は期限を定め引き続き勤務させた職員に対し当該期限を延長する場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

12 定年制条例第四条第四項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員を当該職員の同意を得て当該期限を繰り上げ、又は期限を定め引き続き勤務させた後当該期限を延長した職員を当該職員の同意を得て当該延長した期限を繰り上げること。

13 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理

監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

14 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

15 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。

16 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

17 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

18 定年制条例第十一条の規定に基づき、定年制条例第九条の規定により延長した異動期間の延長の事由が消滅した職員について、他の職への降任等を行うこと。

19 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を職員として採用すること。

20 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。以下この項において「改正定年制条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員として任期を定めて採用すること。

21 改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二十号管理者決裁事項の欄中「、契約局長及び総合技術センター所長」を「及び参事等」に改め、同欄18の次に次のように加える。

19 就業規程第十三条の三の規定に基づき、局長及び参事等の高齢者部分休業の承認をし、若しくはその承認を取り消し、又は休業時間の短縮をし、若しくは休業期間の延長を承認すること。

別表第二十号局長専決事項の欄中「、契約局長及び総合技術センター所長」を「及び参事等」に改め、同欄21の次に次のように加える。

22 就業規程第十三条の三の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の高齢者部分休業の承認をし、若しくはその承認を取り消し、又は休業時間の短縮をし、若しくは休業期間の延長を承認すること。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項第四号中「五十万円」を「百万円」に改める。

別表第五中「3,000万円」を「5,000万円」に改める。

様式第二十一号中

「流域下水道事業会計」		「流域下水道事業会計登録番号」	
金額	円	金額	円
を		に	

改める。

附 則

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県流域下水道事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第三百六十一号

平成十七年埼玉県告示第七百五十二号（埼玉県個人情報保護条例第五十九条第一項の規定により知事が定める出資法人について）は、廃止する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和五年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
 - イ 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
 - (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
 - イ 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
 - ロ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七个月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
 - リ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
 - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
 - ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告 示

埼玉県告示第三百六十三号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第十四条第一号イ(1)中「二万三千五百円」を「二万九千九百円」に改め、同号イ(2)中「一万八千三百円」を「一万七千九百円」に改め、同号イ(3)中「一万八千五百円」を「一万七千五百円」に改め、同号イ(4)中「二万七千八百円」を「一万六千九百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千九百円」を「一万四千二百円」に改め、同号イ(6)中「一万六千六百円」を「一万五千六百円」に改め、同号イ(7)中「一万五千七百円」を「一万四千七百円」に改め、同号イ(8)中「二万六千六百円」を「一万五千六百円」に改め、同号イ(9)中「二万六千二百円」を「二万五千九百円」に改め、同号イ(10)中「二万五千六百円」を「二万七千六百円」に改め、同号イ(11)中「二万七千三百円」を「二万八千六百円」に改め、同号イ(12)中「二万七千三百円」を「二万九千二百円」に改める。

告示

埼玉県告示第三百六十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和五年四月二十一日（金）十時から十二時まで

和光市坂下公民館 別館二階 視聴覚室

イ 令和五年四月二十一日（金）十三時から十五時まで

板橋区下赤塚地域センター 第二洋室・第三洋室

ウ 令和五年四月二十一日（金）十六時から十八時まで

練馬区立光が丘体育館 会議室

エ 令和五年四月二十四日（月）十時から十二時まで

朝霞市役所 一階 一〇一会議室

オ 令和五年四月二十四日（月）十三時から十五時まで

埼玉会館 四C会議室

カ 令和五年四月二十四日（月）十六時から十八時まで

戸田市役所 五階 五〇三会議室

三 都市計画決定権者の名称

和光市

四 意見を聴こうとする事項

和光市が作成した和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和五年四月二十七日（木）十三時から十五時まで

狭山市役所二階二〇三会議室

イ 令和五年四月二十七日（木）十六時から十八時まで

瑞穂町元狭山コミュニティセンターホールA・B

ウ 令和五年四月二十八日（金）十三時から十五時まで

所沢市こどもと福祉の未来館 ボランティア活動室一号・二号

エ 令和五年四月二十八日（金）十六時から十八時まで

入間市役所 第四委員会室

三 都市計画決定権者の名称

所沢市

四 意見を聴こうとする事項

所沢市が作成した所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和五年四月二十五日（火）十時から十二時まで

日高市文化体育館ひだかアリーナ 会議室一

イ 令和五年四月二十五日（火）十三時から十五時まで

飯能市精明地区行政センター二階 第三会議室

ウ 令和五年四月二十五日（火）十六時から十八時まで

鶴ヶ島市西市民センター 第一学習室

エ 令和五年四月二十六日（水）十時から十二時まで

川越市川鶴公民館 会議室三号

オ 令和五年四月二十六日（水）十三時から十五時まで

坂戸市中央公民館 学級室B

カ 令和五年四月二十六日（水）十六時から十八時まで

毛呂山町中央公民館 学習室

三 都市計画決定権者の名称

日高市

四 意見を聴こうとする事項

日高市が作成した川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告示

埼玉県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団 友 健会 元気クリニ ック 上福岡	医療法人社団友 健会	ふじみ野市北野一―一―六	令和五年二月 一日
メデイカルパーク 入間	杏会	入間市久保稻荷一―二九― 三イルマム内三階	令和四年三月 一日
石川医院	石川 淳一	深谷市西島町三―一七―六 五	令和四年十二 月二十九日
広瀬内科クリニック	広瀬 徳彦	坂戸市塚越一二四二―二	令和五年二月 一日
ソフト歯科	西牧 修也	蕨市中央三―二〇―一三マル エツ蕨店一F	令和五年二月 一日
戸田わらびKI歯 科	飯島 健太	蕨市錦町一―二二―一ピバモ ール蕨錦町メデイカルゾーン	令和五年二月 一日

松本歯科医院	市川歯科医院	内野歯科医院	岩上歯科医院	クオール薬局 菖蒲店	ヘルスファーマシ ー薬局杉戸高野台 店	おとどけ薬局	ミナミ調剤薬局	訪問看護ステーション デューン朝霞	訪問看護ステーション あやめ小手指	訪問看護ステーション さちあれ
松本 聡	市川 智久	内野 隆生	岩上 徳志	社 クオール株式会社	株式会社ケイ・ エム・シー	株式会社ウオー タープラス	HEALメデイ カル株式会社	株式会社N・フ イールド	株式会社ファ ーストナース	一般社団法人コ ロアアイ
鴻巣市登戸一〇二―七	入間郡越生町越生九八―一 四	本庄市傍示堂五一八	幸手市大字幸手字前二〇〇〇	久喜市菖蒲町菖蒲三四八―一	北葛飾郡杉戸町高野台西二― 一―一二	和光市諏訪四―五	ふじみ野市上福岡三―三―八	朝霞市本町二―四―二六サジ エス二一 五階	所沢市小手指町四―一三―一 五センチュリーA一〇一号室	深谷市上柴町西二―二二―三 シテイハイムサンホワイト一 〇一号室
令和五年一月 一日	令和五年一月 一日	令和五年二月 一日	令和四年四月 一日	令和五年三月 一日	令和五年二月 一日	令和五年三月 一日	令和五年二月 一日	令和五年二月 一日	令和五年二月 一日	令和五年二月 一日

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称		
岩田 一道		笑 接骨院	上尾市柏座一〇一三 六七ユウコンビルF-B 号室	令和五年二月 十三日
新井 博海		新井接骨院	富士見市東大久保二二四 一	令和五年一月 一日
戸崎 康介		吉川美南ライフ 整骨院	吉川市美南四一九一九 カーサすみれ一〇一	令和五年三月 九日
鶴岡 貴弘		訪問鍼灸 ご鍼灸院	千葉県船橋市宮本二一四 一五船橋スカイマンション 一〇五	令和五年二月 一日
塚越 幸穂		ハートフル鍼灸 治療院 大宮	さいたま市北区宮原町三 二一四二第二島村ハイッ 一〇一	令和五年三月 一日

二 指定施術機関

心の訪問看護ステーション向日葵	株式会社Sun Dear	深谷市常盤町五五―六八	令和五年二月 一日
訪問看護ステーション ころろ幸手	合同会社アスマア	幸手市中二―一三―二二溝口 ビルA号室	令和五年二月 一日
きらめき訪問看護 リハビリステーション 鶴ヶ島事業所	株式会社メデイ ウエルズ	鶴ヶ島市上広谷二一〇MR ビル四階	令和四年十二 月一日
医心館 訪問看護 ステーション 鶴 ヶ島	株式会社アンビ ス	鶴ヶ島市藤金八七―七	令和五年二月 一日

告示

埼玉県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 恵養会 ふれあい耳鼻咽喉科	名称	医療法人社団 恵養会 坂口耳鼻咽喉科	医療法人社団 恵養会 ふれあい耳鼻咽喉科
医療法人社団 桜和会 さくら医院	所在地	吉川市平沼一六九二―一	吉川市中央三一―一六―一二
コスモス薬局	開設者名称	有限会社 ケイ・アイ・ティー	株式会社 ケイ・アイ・ティー
エース薬局	開設者名称	株式会社 キャリア ナビ	株式会社 ウィーズ キャリア AH
行田訪問看護ステーション	所在地	行田市富士見町二―一六―一六 大沢コーポ二〇一号	行田市富士見町二―一六―一五 大沢コーポ二〇一号

二 指定施術機関

川村 隆								氏名
施術所		施術所		施術所		施術所		変更事項
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	飯能市柳町九一 七―二〇四	てあて在宅マッサー ジ飯能	変更前
東京都板橋区徳丸 一―九―一七CAS A―NASU二〇五 号室	KEiROW 東武 練馬ステーション	入間市東藤沢四― 一六―一二―二〇 二	KEiROW 入間 ステーション	さいたま市緑区中尾 三四三―一―二〇 一	KEiROW さい たま緑区ステーション	川越市霞が関北二 ―六―一―一〇三	KEiROW 川越 ステーション	変更後

氏名	施術所		施術所		変更事項
	所在地	名称	所在地	名称	
矢坂 晶	下山 聡史		松下 宗馬		
施術所	施術所		施術所		
所在地	所在地	名称	所在地	名称	
五 宿台一―一一二― 北足立郡伊奈町内	一―六―一〇四 草加市金明町三五	下山接骨鍼灸院	〇一 橋一―七二二―一 さいたま市大宮区三	はっとりはりきゆう 接骨院（なみき院）	変更前
一 デン式番館一〇七 央五―二七ローズガ 北足立郡伊奈町中	一―三 草加市八幡町五六	下山治療院	領別所三二七―一 さいたま市西区指扇	はっとりはりきゆう 接骨院（指扇院）	変更後

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	廃止年月日
医療法人 真賛会 メデイカルパーク入 間	入間市久保稻荷一―二九―三イルマム 内三階	令和四年二月二十 八日
石毛小児科	戸田市新曾七五九	令和四年十二月三 十一日
長沢外科胃腸科	ふじみ野市苗間五七三―三	令和三年二月二十 八日
医療法人社団 友健 会 元気クリニック 上福岡	ふじみ野市上福岡一―一四―四六中商 ビル一階	令和五年一月三十 一日
医療法人徳洲会 騎 西ふれあいクリニッ ク	加須市騎西字町並一三五二―三	令和四年十二月三 十一日
石川医院	深谷市西島町三―一七―六五	令和四年十二月二 十八日
神田クリニック	深谷市小前田六二八―一一	令和四年七月七日

山本内科医院	北本市中央一―一五四	令和五年一月十九日
広瀬内科クリニック	坂戸市塚越一二四二―二	令和五年一月三十一日
利根川歯科医院	春日部市梅田三―五〇	令和五年一月十日
松本歯科医院	鴻巣市登戸一〇二―七	令和四年十二月三十一日
市川歯科医院	入間郡越生町越生九八一―一四	令和四年十二月三十一日
内野歯科医院	本庄市傍示堂五一八	令和五年一月三十一日
岩上歯科医院	幸手市大字幸手字前二〇〇〇	令和四年四月一日
ヘルスファーマシー薬局 杉戸高野台店	北葛飾郡杉戸町高野台西二―一―一二	令和五年一月三十一日
やまき薬局	鴻巣市大間七九八―三	令和五年一月三十一日
ポプラ薬局三芳店	入間郡三芳町北永井八九二―一八	令和五年一月三十一日
イチワタおぶすま薬局	大里郡寄居町富田二九一七―二	令和五年一月三十一日

告示

埼玉県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	グループホーム らんらん倶楽部	所在地	埼玉県神川町 熊野堂二五七八	開設者名	悠馬エンター プライズ有限 会社	サービスの種類	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	指定年月日	令和四年六月二 十四日
	四季の里歯科 クリニック		本庄市四季の 里二一九一七		坂本 吉之	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導		令和五年二月一 日
	コスモフアーマ 薬局 吉羽店		久喜市吉羽一 二八八		株式会社コス モフアーマ東 京	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導		令和五年三月一 日

告示

埼玉県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
けあビジョン熊谷	事業所所在地	熊谷市筑波二 九八	熊谷市銀座六 八 七高橋 ○ マン シ ヨ ン 一	訪問介護 居宅介護支援
加須市社協加須ケ アプランセンタ	事業所所在地	加須市三俣一 一〇 四	加須市下高柳 一 九三二 一	居宅介護支援
加須市社協加須ヘ ルパーステーション	事業所所在地	加須市三俣一 一〇 四	加須市下高柳 一 九三二 一	訪問介護

アールスタッフ武里 ケアサービス		指定訪問介護事業 所 ここ・さぼーと		株式会社ヘルスケア 上武営業所	
事業所 所在地	事業所名	事業者 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所名
春日部市大枝 一七〇八	アールスタッフ フセイン台 ケアサービス	北足立郡伊奈 町大針三三八 一六一	北足立郡伊奈 町大針三三八 一六一	深谷市寿町一 五	株式会社ヘル スケア上武
春日部市大場 九一〇二 蔵ビル二階二 〇四	アールスタ ッフ武里ケ アサービス	北足立郡伊奈 町栄四一六 一〇二	北足立郡伊奈 町栄四一六 一〇二	深谷市小前田 八四〇一	株式会社ヘル スケア上武 営業所
訪問介護		訪問介護		福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売	

告示

埼玉県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ヘルスファーマシ ー薬局 杉戸高野 台店	北葛飾郡杉戸町 高野台西二一 一―二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年一月三十 一日
指定福祉用具貸与 事業所 ここ・さ ぽーと	北足立郡伊奈町 大針三三八一 六一	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	平成二十一年十一 月三十日

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズスーパーモール川島（専門店棟）

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

（変更後） 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ジンズ 代表取締役 田中仁

群馬県前橋市川原町二丁目二十六番地四

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前） 株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市小針四丁目九番一号 外 計三者

（変更後） 株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水大輔

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和五年七月一日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

二 縦覧期間

令和五年三月三十一日から令和五年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月三十一日から令和五年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズスーパーモール川島（専門店棟）

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地一外

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三一二平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二六四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二七立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二一立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）専門店一 午前九時から翌午前零時

専門店二、三 午前九時から午後九時

（変更後）専門店一 午前九時から翌午前零時

専門店二、三、四 午前九時から午後九時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設一、二 午前九時から午後四時

荷さばき施設三 午前八時から午前十時

（変更後）荷さばき施設一、三、四 午前九時から午後九時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和五年十一月十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

二 縦覧期間

令和五年三月三十一日から令和五年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月三十一日から令和五年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、見沼代用土地改良区から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	石井直彦	埼玉県行田市西新町百番地九十二

告示

埼玉県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、馬宮土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大久保 智	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二百六十二番地
同	金子 弘	同 同 同 六百二十四番地
同	金子 晃	同 同 同 千十九番地
同	金子 茂	同 同 同 千三百四十九番
同	金子 勝	同 同 同 千二百七十六番
同	金子 達弥	同 同 同 土屋二十三番地
同	諸井 幸雄	同 同 同 二百四番地
同	薮島 克巳	同 同 同 二ツ宮八百十五番地一
同	小峰 一夫	同 同 同 八百七十八番地
同	吉澤 一稔	同 同 同 佐知川千二百五十五番
監事	金子 敏夫	同 同 同 西遊馬六百十八番地二
同	武笠 精一	同 同 同 土屋百九十九番地
同	伊藤 和好	同 同 同 二ツ宮七百六十四番地
同	太刀一 巳	同 同 同 西遊馬千五百三十一番
二 退任		地一
職名	氏名	住所
理事	大久保 雄一	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬七十八番地
同	平野 健一	同 同 同 二百二十四番地
同	金子 晃	同 同 同 千十九番地

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同
関根文一	藪島益次郎	野原基好	大久保勲	関根稔司	伊藤和好	藪島克巳	星野和夫	森幹夫	石田紀雄	島田家次	
地	同	地	同	地	同	同	同	同	地	地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
佐知川千三百二十九番	二ツ宮三百九番地一	同 千三百五十八番	西遊馬百二十二番地二	佐知川千三百二十五番	二ツ宮七百六十四番地	二ツ宮八百十五番地一	同 二百十一番地	土屋九十六番地六	同 二千七百七十七番	同 千三百二十八番	

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

県営土地改良事業鎌北湖地区（農業水路等長寿命化・防災減災事業）の工事を令和四年三月十七日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、神扇落悪水路土地改良区理事長からの申請に係る同土地改良区及び神扇土地改良区の合併を令和五年三月三十一日認可した。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 合併後存続する土地改良区

イ 名称

神扇落悪水路土地改良区

ロ 事務所の所在地

埼玉県幸手市

二 合併により解散する土地改良区

神扇土地改良区

三 合併後存続する土地改良区は定款を変更した。

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年三月三十一日認可した。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

神扇落悪水路土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県幸手市

告 示

埼玉県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業さいたま中央地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和五年四月七日から

令和五年五月十日まで

二 縦覧場所

さいたま市役所

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二三―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市芋荃字下戸塚百三十九番一

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字西堀千百三十六番一 外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百三十七・三三立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―二二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字稻荷谷千百五十四番二外二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千七百九十八・〇〇立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

志木市から志木都市計画特定用途誘導地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

川口市から川口市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第三百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

号 十六 事第 県知 埼玉	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
		日本建築 検査協会 株式会社	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	構造判定部 東京都中央区 日本橋三丁目 十三番十一号	構造判定部 東京都中央区 日本橋三丁目 十二番二号	令和五年四 月一日

告示

埼玉県告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

- (一) 収用の部分
変更なし
- (二) 使用の部分
変更なし

(2) 雨水

- (一) 収用の部分
変更なし
- (二) 使用の部分
変更なし

ロ 合流区域

(1) 汚水

- (一) 収用の部分
変更なし
- (二) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

狭山市

二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十五号で告示した入間都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
入間市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
入間都市計画下水道事業入間公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十六年三月十二日から令和七年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
イ 汚水
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし
ロ 雨水
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし

告示

埼玉県告示第三百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第千八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十一号、昭和六十年埼玉県告示第千七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第千四百九十一号、平成二年埼玉県告示第九百六十八号、平成四年埼玉県告示第千三百九十九号、平成六年埼玉県告示第千二百三十号、平成八年埼玉県告示第千七百二十九号、平成十一年埼玉県告示第百五十二号、平成十四年埼玉県告示第千九百三十四号、平成十五年埼玉県告示第千二百三十二号、平成十七年埼玉県告示第千六百五十二号、平成二十年埼玉県告示第千三百四十一号、平成二十三年埼玉県告示第百九十一号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第百九十四号、令和二年埼玉県告示第八十六号の事業地のうち富士見市大字勝瀬字柳合、字寺山、字谷田、大字鶴馬字薬師前、字貝塚、字畑下、字前谷、字反町、大字上南畑字申塚、字下田、字池田、字流、大字水子字山崎、字西桜井、字山崎前、字新田下を変更し、富士見市大字東大久保字蛭沼、みどり野南、大字鶴馬字大沼、字九反所、大字鶴馬字出口、大字水子字西松原、字六道、字台下、大字針ヶ谷字北通、字中通、字南通、字針ヶ谷を加える

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
三芳町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十年十一月七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
汚水
イ 収用の部分
変更なし
ロ 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

川島町

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川島公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

吉見町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月二十一日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二年埼玉県告示第百三十六号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道（花園処理分区）

三 事業施行期間

平成二年一月三十日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十三号、平成十三年埼玉県告示第百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号、平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号、令和元年埼玉県告示第三百七十号及び令和三年埼玉県告示第四百十七号の事業地に深谷市北根字北新田、字南新田、字東及び字前並びに永田字上ノ背戸、字上永田、字宮林、字中居、字清水台、字本天神、字寺屋敷及び字大下並びに田中字大下地内において事業地を加え、永田字上永田前、字中居前、字笠替戸、字田向及び字滝地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（川本処理分区）

三 事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号、平成二年埼玉県告示第千五百八十二号、平成六年埼玉県告示第三百八十四号、平成六年埼玉県告示第千八十八号、平成九年埼玉県告示第四百八十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十四号、平成十七年埼玉県告示第二百六十七号、平成二十一年埼玉県告示第四百四十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十五号、平成二十八年埼玉県告示第三百八十一号及び平成三十一年埼玉県告示第三百二十五号の事業地に深谷市長在家字長在家、字後天沼及び字前天沼並びに本田字植松、字八幡、字三井及び字後地内において事業地を加え、長在家字上、字稲荷西及び字稲荷前並びに畠山字押堀、字山ノ神及び字若宮地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成四年埼玉県告示第二百五十六号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（岡部処理区）

三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号、昭和四十八年埼玉県告示第四百四十一号、昭和五十一年埼玉県告示第九十七号、昭和五十四年埼玉県告示第三百七十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百八十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十一号、昭和六十三年埼玉県告示第二百四十九号、平成二年埼玉県告示第五百九十二号、平成六年埼玉県告示第二百十三号、平成八年埼玉県告示第七百三十二号、平成十一年埼玉県告示第二百四十六号、平成十二年埼玉県告示第三百九十九号、平成十五年埼玉県告示第二百六十六号、平成十六年埼玉県告示第六百五十三号、平成二十年埼玉県告示第四百四十号、平成二十五年埼玉県告示第千七百七十二号、平成二十六年埼玉県告示第八百八十五号、平成三十年埼玉県告示第三百三十号、平成三十一年埼玉県告示第三百九十九号の事業地に、鶴ヶ島市大字藤金字宮前並びに字橋上、字宮裏、字泉橋の各一部並びに大字三ツ木字泉橋の一部の区域を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蕨線
- 三 道路の区域

旧 A	新 B	旧 B	旧 新 別
戸田市美女木東一丁目六番三 地 先から同市美女木東一丁目六 番 二地先まで	戸田市美女木北二丁目八番二 地 先から同市美女木東一丁目七 番 三四地先まで		区 間
一一・四四〓三三・〇八	八・七二〓六七・五八		敷地の幅員 (メートル)
二二二・二五	五七五・六九		延 長 (メートル)
旧Aは国道二九八号及び戸田市道に引 き継ぐ。			備 考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>朝霞蕨線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市大字上内間木字西通七〇四番二地先から同市大字上内間木字西通七〇四番一地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年六月八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三四・八七メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>入間郡三芳町大字上富字中 東二八五番六地先から同郡 同町大字上富字吉拓三〇二 番二地先まで</p>	<p>入間郡三芳町大字上富字中 東二八五番三地先から同郡 同町大字上富字吉拓三〇二 番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・〇〇ゝ 一八・〇〇</p>	<p>九・一一ゝ 一三・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一六〇・五八</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	入間郡三芳町大字上富字東永久保二 一五三番二地先から同郡同町大字上 富字吉拓三〇二番二地先まで
供用開始の期日	令和五年三月三十一日
備 考	令和五年三月三十一日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第十号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延長 一、三三五・〇四メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

<p>路線名</p>	<p>東京所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字久米字峯一九七五番二地先 から同市大字久米字田島二一三五番六地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月三十一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十一年二月五日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四二・八メートル。</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	川 越 所 沢 線
供 用 開 始 の 区 間	所 沢 市 宮 本 町 一 丁 目 八 七 四 番 三 地 先 から 同 市 宮 本 町 一 丁 目 八 七 四 番 三 地 先 まで
供 用 開 始 の 期 日	令 和 五 年 三 月 三 十 一 日
備 考	平 成 三 十 年 十 月 十 九 日 付 け 埼 玉 県 川 越 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 十 三 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 供 用 開 始 で あ る。 延 長 九 ・ 七 〇 メ ー ト ル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

川越所沢線

所沢市宮本町一丁目八七四番三地先から同市宮本町一

丁目八七四番三地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	一般国道四百六十三号
供用開始の区間	所沢市宮本町一丁目五六〇番七地先 から同市宮本町一丁目五六〇番六地 先まで
供用開始の期日	令和五年三月三十一日
備 考	平成三十年十月十九日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第十二号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延 長一三・二〇メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道四百六十三号 所沢市宮本町一丁目五六〇番七地先から同市宮

本町一丁目五六〇番六地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	所沢狭山線
供用開始の区間	狭山市大字南入曾字堂ノ前原五五五番三地先から同市大字南入曾字堂ノ前原五五五番六地先まで
供用開始の期日	令和五年三月三十一日
備 考	令和二年七月三十一日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一三・六八メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>前沢二七四番一地先まで 同郡同町大字瀬戸元上字</p>	<p>比企郡ときがわ町大字瀬戸元上字椴ノ下三九〇番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・四三〇一八・五四</p>	<p>九・八六〇一三・八五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>三七〇・五一</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>歩道整備事業による。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 ときがわ坂戸線 比企郡ときがわ町大字玉川一六一四番一地先から

坂戸市大字善能寺二五三番四地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

路線名	深谷寄居線
供用開始の区間	深谷市西島五丁目九八〇番三地先から 同市西島五丁目九八〇番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和五年三月三十一日
備考	令和二年六月五日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第 五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三三・五九メートル

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須幸手線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
まで	加須市睦町二丁目八四番一地先から 同市南篠崎字嵯峨二三八五番一地先	加須市本町一〇〇八番一地先から 同市南篠崎字川端二五五〇番一地先 まで	区 間
一五・九八ゝ 八七・五〇	七・八〇ゝ 三七・三〇	敷地の幅員 (メートル)	
一八四二・三〇	二〇二四・八〇	延 長 (メートル)	
		旧道の一部は県道加須菖蒲線として存 置し、残区間は加須市道として引き継 ぐ。	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>蓮田鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市東五丁目三九四六番二地先から 同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年四月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一九五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 下早見菖蒲線

久喜市菖蒲町昭和沼二三番一地先から

同市菖蒲町台字向野二二六五番三地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 次木杉戸線

北葛飾郡杉戸町大字深輪三九一番一六地先から

同郡同町大字椿三二六番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 堤根杉戸線

北葛飾郡杉戸町清地二丁目二九三番地先から

同郡同町清地二丁目二七四番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>東武動物公園停車場 線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町百間二丁目九二番一 地先から北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一 六二四番一地先まで（ただし、関係図 面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年四月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年九月二十日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十八号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三九一・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 東武動物公園停車場線

北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目一五〇番三地先から

同郡同町杉戸二丁目一六二四番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和五年三月十日

指令川建セ第〇四〇一一一号

二 検査済証番号

令和五年三月二十七日

川建セ第〇四〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字三町字横町裏五百九十五番一、五百九十八番一

埼玉県児玉郡上里町大字三町字大経塚六百十七番一、六百十七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡上里町大字三町五百九十八番地一

株式会社塚越鉄筋工業 代表取締役 塚越 誠

告 示

埼玉県公営企業告示第七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和五年度及び令和六年度において埼玉県企業局が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

競争入札に参加することができる者は、令和四年埼玉県告示第七百四十七号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

告 示

埼玉県公営企業告示第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和五年度において埼玉県企業局が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和四年埼玉県告示第七百四十七号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。

告 示

埼玉県公営企業告示第九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和五年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に記載された者とする。
 - 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六十二条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
入札公告において定める。

告 示

埼玉県教委告示第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設として、令和五年三月三十一日付けで次のとおり指定した。

令和五年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 技能教育のための施設の名称

興学社高等学院新越谷校（埼玉県越谷市南越谷一丁目十五番一号）

二 星槎国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する
高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
簿記	簿記

告示

埼玉県選管告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、和光市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
和光市吹上コミュニケーションセンター	埼玉県和光市白子三丁目十四番十号	和光市長	百二十人

告 示

埼玉県選管告示第十九号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票の順序は次のとおりとし、開票は同時に行う。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 埼玉県議会議員一般選挙

二 さいたま市議会議員一般選挙

ただし、特別の事情により投票用紙を同時に交付する場合はこの限りでない。

告 示

埼玉県選管告示第二十号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年三月三十一日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

告 示

埼玉県選管告示第二十一号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき、選挙会の区域と開票区の区域が同一である次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき、開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

南第一区 草加市、南第二区 川口市、南第三区 さいたま市西区、南第四区 さいたま市北区、南第五区 さいたま市大宮区、南第六区 さいたま市見沼区、南第七区 さいたま市中央区、南第八区 さいたま市桜区、南第九区 さいたま市浦和区、南第十区 さいたま市南区、南第十一区 さいたま市緑区、南第十二区 さいたま市岩槻区、南第十四区 桶川市、南第十五区 北本市、南第十六区 鴻巣市、南第十七区 志木市、南第十八区 新座市、南第十九区 蕨市、南第二十区 戸田市、南第二十一区 朝霞市、南第二十二区 和光市、西第一区 所沢市、西第二区 入間市、西第三区 飯能市、西第四区 狭山市、西第六区 富士見市、西第七区 川越市、西第八区 日高市、西第十区 坂戸市、西第十一区 鶴ヶ島市、北第四区 熊谷市、東第一区 行田市、東第二区 羽生市、東第三区 加須市、東第四区 久喜市、東第五区 蓮田市、東第七区 春日部市、東第八区 越谷市、東第九区 八潮市、東第十区 三郷市

告示

埼玉県選管告示第二十二号

埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙を次により同時に行う。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 選挙期日 令和五年四月九日

二 選挙すべき議員数

イ 埼玉県議会議員一般選挙

選挙区	議員数
南第一区 草加市	三人
南第二区 川口市	七人
南第三区 さいたま市西区	一人
南第四区 さいたま市北区	二人
南第五区 さいたま市大宮区	一人
南第六区 さいたま市見沼区	二人
南第七区 さいたま市中央区	一人
南第八区 さいたま市桜区	一人
南第九区 さいたま市浦和区	二人
南第十区 さいたま市南区	二人
南第十一区 さいたま市緑区	一人
南第十二区 さいたま市岩槻区	一人
南第十三区 上尾市・伊奈町	三人
南第十四区 桶川市	一人
南第十五区 北本市	一人
南第十六区 鴻巣市	二人
南第十七区 志木市	一人
南第十八区 新座市	二人
南第十九区 蕨市	一人
南第二十区 戸田市	二人
南第二十一区 朝霞市	二人
南第二十二区 和光市	一人
西第一区 所沢市	四人
西第二区 入間市	二人
西第三区 飯能市	一人

	西第四区	狭山市	二人
	西第五区	ふじみ野市・三芳町	二人
	西第六区	富士見市	一人
	西第七区	川越市	四人
	西第八区	日高市	一人
	西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一人
	西第十区	坂戸市	一人
	西第十一区	鶴ヶ島市	一人
	西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	二人
	西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	一人
	北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・ 小鹿野町・東秩父村	二人
	北第二区	本庄市・神川町・上里町	二人
	北第三区	深谷市・美里町・寄居町	三人
	北第四区	熊谷市	三人
	東第一区	行田市	一人
	東第二区	羽生市	一人
	東第三区	加須市	二人
	東第四区	久喜市	二人
	東第五区	蓮田市	一人
	東第六区	白岡市・宮代町	一人
	東第七区	春日部市	三人
	東第八区	越谷市	四人
	東第九区	八潮市	一人
	東第十区	三郷市	二人
	東第十一区	幸手市・杉戸町	一人
	東第十二区	吉川市・松伏町	一人
ロ	さいたま市議会議員一般選挙		
選挙区			議員数
西区			四人
北区			七人
大宮区			五人
見沼区			八人
中央区			五人

岩
槻
区

緑
区

南
区

浦
和
区

桜
区

五
人

六
人

九
人

七
人

四
人

告 示

埼玉県選管告示第二十三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事
故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙区名		選挙長	
選挙区名	住所	選挙長の職務を代理すべき者	氏名
南第一区 草加市	草加市		鈴木眞治
南第二区 川口市	川口市		本多恵子
南第三区 さいたま市西 区	川口市		岩澤勝徳
	さいたま市西区		昼間英司
南第四区 さいたま市北 区	さいたま市大宮区		見村吉一
	さいたま市北区		岩崎哲朗
南第五区 さいたま市大 宮区	さいたま市見沼区		松村文男
	さいたま市大宮区		兼山和夫
南第六区 さいたま市見 沼区	さいたま市大宮区		宮澤則之
	さいたま市見沼区		飯島光博
南第七区 さいたま市中 央区	さいたま市北区		川上正利
	さいたま市中央区		柳田正明
南第八区 さいたま市桜 区	さいたま市中央区		柳沼清彦
	さいたま市桜区		野口敦史
南第九区 さいたま市浦 和区	(三月三十一日まで) さいたま市緑区		亀田孝雄
	(四月一日から) さいたま市中央区		野口敦史
南第十区 さいたま市南 区	さいたま市浦和区		柳沼清彦
	さいたま市中央区		中村文枝
南第十一区 さいたま市 緑区	さいたま市南区		土橋貞夫
	さいたま市中央区		小池竜平
南第十二区 さいたま市 岩槻区	さいたま市中央区		内山繁樹
	さいたま市緑区		永堀博
岩槻区	さいたま市中央区		高木美和
	さいたま市大宮区		花岡能理雄
	さいたま市大宮区		瀧口智
	さいたま市岩槻区		横溝光男
	さいたま市大宮区		川角聡

芳町	西第五区 ふじみ野市・三	西第四区 狭山市	西第三区 飯能市	西第二区 入間市	西第一区 所沢市	南第二十二区 和光市	南第二十一区 朝霞市	南第二十区 戸田市	南第十九区 蕨市	南第十八区 新座市	南第十七区 志木市	南第十六区 鴻巣市	南第十五区 北本市	南第十四区 桶川市	町	南第十三区 上尾市・伊奈	ふじみ野市	ふじみ野市	狭山市	狭山市	飯能市	飯能市	入間市	入間市	所沢市	所沢市	和光市	和光市	朝霞市	朝霞市	戸田市	戸田市	蕨市	蕨市	新座市	新座市	志木市	志木市	鴻巣市	鴻巣市	北本市	北本市	桶川市	桶川市	上尾市	上尾市
																	三上和秀	山内正明	西村孝	橋本明子	岡部悟	矢島高明	住永保博	瀧澤啓次	内野勇	竹内利明	庄子ミエ	浪間昇	加藤洋子	細田昭司	萩原平壽	駒崎恭子	増山富美男	松本洋幸	加藤文保	鈴木茂	三上榮一	廣島直子	岩崎朋子	岩崎信太郎	西川良夫	新井保好	柳川達郎	中村清	鈴木博	日水正敏

東第二区 羽生市		東第一区 行田市		北第四区 熊谷市		北第三区 深谷市・美里町・寄居町		北第二区 本庄市・神川町・上里町		北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村		西第十三区 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町		西第十二区 東松山市・川島町・吉見町		西第十一区 鶴ヶ島市		西第十区 坂戸市		西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町		西第八区 日高市		西第七区 川越市		西第六区 富士見市	
羽生市	羽生市	行田市	行田市	さいたま市中央区	熊谷市	深谷市	深谷市	本庄市	本庄市	秩父市	秩父市	比企郡小川町	比企郡小川町	東松山市	東松山市	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	坂戸市	坂戸市	入間郡毛呂山町	入間郡毛呂山町	日高市	日高市	川越市	川越市	富士見市	富士見市
福島照雄	小林良一	森田増雄	江森保	長井秀徳	本多俊	新鎧省一	野邊邦男	清水満	荒井一夫	風間保男	原嶋岸男	竹澤達雄	野本竝	加島隆光	竹蓋秀恭	成瀬有一	瀧嶋朗	高橋秀雄	高篠一	大野勉	大澤公好	瀧澤恵利子	岡田誠	中村孝治	堀越孝	萩元健	澁谷弘次

町	東第十二区 吉川市・松伏		町	東第十一区 幸手市・杉戸		東第十区 三郷市		東第九区 八潮市		東第八区 越谷市		東第七区 春日部市		東第六区 白岡市・宮代町		東第五区 蓮田市		東第四区 久喜市		東第三区 加須市	
	吉川市	吉川市		幸手市	幸手市	三郷市	三郷市	八潮市	八潮市	越谷市	越谷市	春日部市	春日部市	白岡市	白岡市	蓮田市	蓮田市	久喜市	久喜市	加須市	加須市
宮田悦子	服部純子	根岸英範	神谷茂	篠田實	石出順一	清水昇	昼間悦子	鈴木章	栗原雅太郎	鈴木八重子	濱野高広	菱沼賢司	田中幸雄	横山彰允	栗原一男	森田静也	飯島光	藤原操	櫻井喜代次		

告示

埼玉県選管告示第二十四号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

選挙区

制限額

南第一区	草加市	九、六八二、六〇〇円
南第二区	川口市	九、六五六、五〇〇円
南第三区	さいたま市西区	一〇、四二〇、四〇〇円
南第四区	さいたま市北区	九、〇九一、一〇〇円
南第五区	さいたま市大宮区	一二、四七四、二〇〇円
南第六区	さいたま市見沼区	九、六二二、九〇〇円
南第七区	さいたま市中央区	一一、〇六四、七〇〇円
南第八区	さいたま市桜区	一〇、五八五、〇〇〇円
南第九区	さいたま市浦和区	九、六二五、一〇〇円
南第十区	さいたま市南区	一〇、四六八、九〇〇円
南第十一区	さいたま市緑区	一二、七八一、四〇〇円
南第十二区	さいたま市岩槻区	一一、七五七、〇〇〇円
南第十三区	上尾市・伊奈町	一〇、二九九、〇〇〇円
南第十四区	桶川市	九、一七五、五〇〇円
南第十五区	北本市	八、六三〇、一〇〇円
南第十六区	鴻巣市	八、〇五八、二〇〇円
南第十七区	志木市	九、一三九、五〇〇円
南第十八区	新座市	九、六〇八、三〇〇円
南第十九区	蕨市	八、八五一、五〇〇円
南第二十区	戸田市	八、五六一、八〇〇円
南第二十一区	朝霞市	八、七九四、五〇〇円
南第二十二区	和光市	九、六四六、四〇〇円
西第一区	所沢市	九、九五〇、四〇〇円
西第二区	入間市	九、〇四〇、九〇〇円
西第三区	飯能市	九、四八〇、九〇〇円
西第四区	狭山市	九、二一七、五〇〇円
西第五区	ふじみ野市・三芳町	九、一三八、〇〇〇円

西第六区	富士見市	一一、七一〇、〇〇〇円
西第七区	川越市	一〇、〇〇八、六〇〇円
西第八区	日高市	七、七四五、一〇〇円
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	八、〇六二、〇〇〇円
西第十区	坂戸市	一〇、八一五、〇〇〇円
西第十一区	鶴ヶ島市	八、八三〇、八〇〇円
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	八、三九一、六〇〇円
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	九、三〇二、二〇〇円
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	七、三四四、六〇〇円
北第二区	本庄市・神川町・上里町	八、〇七九、八〇〇円
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	八、二〇七、〇〇〇円
北第四区	熊谷市	八、四三〇、三〇〇円
東第一区	行田市	九、四八五、三〇〇円
東第二区	羽生市	七、六五四、二〇〇円
東第三区	加須市	七、八二四、〇〇〇円
東第四区	久喜市	九、二一二、五〇〇円
東第五区	蓮田市	八、二六〇、八〇〇円
東第六区	白岡市・宮代町	九、九六〇、二〇〇円
東第七区	春日部市	九、三七九、四〇〇円
東第八区	越谷市	九、八四七、〇〇〇円
東第九区	八潮市	一〇、一八八、三〇〇円
東第十区	三郷市	八、七四三、六〇〇円
東第十一区	幸手市・杉戸町	一〇、五七三、〇〇〇円
東第十二区	吉川市・松伏町	一〇、八四九、一〇〇円

告示

埼玉県選管告示第二十五号

令和五年三月三十日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、一八一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、八七八人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六六九人
南第二区 川口市	一四七、五八一人
南第三区 さいたま市西区	二六、一八七人
南第四区 さいたま市北区	四一、六九五入
南第五区 さいたま市大宮区	三四、四三五入
南第六区 さいたま市見沼区	四五、九六七人
南第七区 さいたま市中央区	二八、七七四人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八四七人
南第九区 さいたま市浦和区	四五、九八四人
南第十区 さいたま市南区	五二、七六二人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、六六八人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五五四人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇九六八
南第十四区	桶川市	二一、一八七八
南第十五区	北本市	一八、九九六八
南第十六区	鴻巣市	三三、三九九八
南第十七区	志木市	二一、〇四二八
南第十八区	新座市	四五、八四九八
南第十九区	蕨市	一九、八八六八
南第二十区	戸田市	三七、四四四八
南第二十一区	朝霞市	三九、三一三八
南第二十二区	和光市	二三、〇七八八
西第一区	所沢市	九七、一九五八
西第二区	入間市	四一、二九三八
西第三区	飯能市	二二、四一三八
西第四区	狭山市	四二、七一一八
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇七二八
西第六区	富士見市	三一、三六六八
西第七区	川越市	九八、一三〇八
西第八区	日高市	一五、四四二八
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、七一五八
西第十区	坂戸市	二七、七七一八
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、八〇三八
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇七七八
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、六九六八
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二七、六六七八
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、五七二八
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、八九一八
北第四区	熊谷市	五四、五八二八
東第一区	行田市	二二、四三二八
東第二区	羽生市	一五、〇七七八
東第三区	加須市	三一、五一八八
東第四区	久喜市	四二、六七一八

東第五区	蓮田市	一七、五一三人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三三八人
東第七区	春日部市	六六、〇一七人
東第八区	越谷市	九五、五三三人
東第九区	八潮市	二五、二五四人
東第十区	三郷市	三八、九〇四人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、七九九人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九〇八人

埼玉県収用委員会告示第一号

告 示

埼玉県収用委員会

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県収用委員会（以下「委員会」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第五条第一項前段の規定に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 委員会は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 委員会は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を委員会に送付して開示請求をする場合には、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 委員会は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 一 文書又は図画（法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧
 - 二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - 三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付
 - 四 文書又は図画をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - 一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - 二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付
 - 3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあっては、委員会が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）
- 第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、委員会に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- 一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類
 - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類
 - 2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。
 - 3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として委員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

（訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用）
- 第十一条 第六條及び第七條の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六條中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求に

については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二條第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 委員会は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（令第二十一条の規定に基づく事務を含む。）を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県規則第五号）に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面

十四 法第九十一条第一項の書面

十五 法第九十三条第一項の書面

十六 法第九十三条第二項の書面

十七 法第九十四条第二項の書面

- 十八 法第九十五条の書面
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百二条第二項の書面
- 二十六 法第一百三条の書面
- 二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県収用委員会の保有する個人情報等の保護等に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十七年収用委員会告示第一号)は、廃止する。

告示

埼玉県 告示

埼玉県公営企業告示第一号

埼玉県流域下水道事業告示

埼玉県

令和三年埼玉県公営企業告示第一号（公文書の写しの交付に要する費用等

埼玉県流域下水道事業

を定める告示）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

埼玉県 知事 大野元裕

埼玉県公営企業管理者 北島通次

埼玉県下水道事業管理者 今成貞昭

別表中第三号を次のように改める。

三 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	イ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 六十円
	ロ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 八十円

別表第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	イ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 六十円
	ロ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 八十円

別表備考5中「第三号」の「及び第四号」を加え、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写するときは、当該公文書と同じ大きさでスキャナにより読み取ることとする。ただし、同じ大きさで読み取ることができない場合においては適宜分割し、あるいはより大きな大きさで読み取ることとする。